0004092000

0004092-000

３１１－Ｔａ８７６ｓ－（１９４０）

新体制の理論

谷口吉彦・著

千倉書房

１９４０

ABB

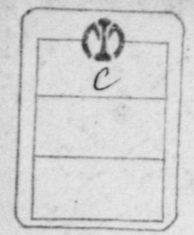
C

京都帝大教授
經濟學博士
谷口吉彥著

新體制の理論

—政治・經濟・文化・東亞の新原理—

千倉書房版

11
1876
(1940)

國立國會圖書館藏書

東京
5423
15. 12. 4.
滿鐵總裁室

国立国会
25. 3. 31
図書館
115506

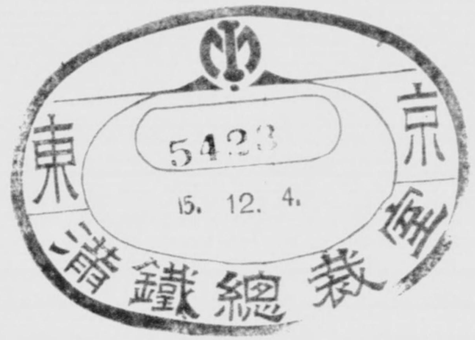

自序

今や世界の人類は、未曾有の大動亂の中に、互に血みどろの戰ひをつゞけつゝある。この戰ひをして、人類平和の上に意義あらしむるためには、こゝで世界歴史の一大轉換を實現せしめねばならぬ。

世界歴史の轉換は、この行き詰つた近世の世界舊體制を超克して、全く新たな根本理念の上に、新たな世界體制を確立するにある。わが新體制運動の國家的要請も亦、かくの如き世界新體制の歴史的必然の上にたつものと言はねばならぬ。

新體制には『理論』がないと謂はれる。併し世界歴史を轉換せしめ、世界新秩序を建設するほどの世界的運動が、『理論』なくして成立しうる筈はない。所詮それは理論の把握と體系づけの無いだけで、理論自身は嚴然として、客觀的に存在してゐる筈である。

新體制の『理論』が明確にされない以上、運動の中樞にあつて推進力となる者も萬民翼賛の協力者となる者も、新體制に對する理論的の『確信』を有し得ない。確信のない所に『熱意』はない。熱意のない所に、どうして強力な『實踐』を期待し得ようか、わが新體制運動の直面してゐる問題は、『確信』と『熱意』と『實踐』にある。これには明確な『理論』の把握が、その根柢に貫通するでなければ、恐らく不可能であらうと思ふ。

『新體制の理論』と題する本書は、著者がその學問研究の職場に於て、萬民翼賛の職能を實踐せんとする微衷から、試みにその理論的把握を企てたものに過ぎない。それが果してどの程度に成功してゐるかは、一に讀者の批判に俟つほかないが、併し『理論』のまだ全く明確にされてゐない吾國の新體制運動にとつては、本書の如きもまた、十分に存在の意義あることを信ずるものである。

けさ皇紀二千六百年奉祝式典の佳日にあたり、この曠古の盛典に列するの光榮に浴して、遠く肇國の昔を偲び、歴史の悠久を想ひて、うたゝ感激に堪へないものがある。茲に謹みて　實祚の無窮と國體の尊嚴を頌し奉る。

昭和十五年十一月十日早朝

東京の客舍にて

著者しるす

目次

第一篇　新體制の根本理念……（一―八八）

第一章　新體制の歴史的必然性……三

一　世界史の轉換と新體制……三
二　國家的要請としての新體制……三
三　國内新體制の必然性……七
四　國防國家の完成と新體制……一二

第二章　新體制の根本理念……一八

一　根本理念としての指導者原理……二三
二　民主的原理から指導者原理へ……二三

三　指導者原理とは何か……二八
四　中世的原理と近世的原理の綜合……三三
五　全體主義的な綜合體原理……三四
六　世界原理としての指導者原理……三八
七　自由原理と征服原理の超克……四一

第三章　日本新體制の特殊性……四四
一　新體制の一般性と特殊性……四四
二　新體制の日本的性格……四七
三　吾國の國體と新體制……五一
四　臣道實踐と萬民翼贊……五五
五　强力政治と一國一黨……五七

第四章　新體制の大學への課題……六一
一　反省と實踐……六一
二　修練と教學……六三
三　研究對象としての新體制……六五
四　新體制の研究問題……六七

第五章　文化新體制の諸問題……七三
一　資本主義文化の超克……七三
二　文化の創造的役割……七五
三　文化新體制の理念……七八
四　文化新體制の重點……八一
五　個人文化から國民文化へ……八四

第二篇　政治新體制の理論と機構……（八九―一四四）

第六章　政治新體制の理念……九一
一　近世的政治理念の超克……九一
二　民主主義政治の崩壊……九一
三　强力指導政治の要請……九四
四　立憲政治と指導政治……九七
五　多數決主義から衆議統裁主義へ……一〇〇
第七章　帝國議會の新體制……一〇四
一　三權分立と新體制……一〇八
二　議決機關から協力機關へ……一一一
三　幕府的存在の否定……一一四
四　政黨組織から職能組織へ……一一八
五　選擧法の改正問題……一二一
六　家族制度にたつ選擧法……一二五
第八章　政治機構の改革問題……一二九
一　强力政治の機構……一二九
二　內閣組織の强化……一三三
三　地方翼贊運動の問題……一三七
四　部落新體制——地方行政の改革……一四〇
第三篇　經濟新體制の理論と機構……（一四五—二六三）
第九章　經濟新體制の理念……一四七
一　私益原理から公益原理へ……一四七
二　營利經濟から奉仕經濟へ……一四八
三　資本本位から職能本位へ……一五〇

四　株式會社から經濟公社へ……一五三
五　全體主義の經濟體制……一五四
六　計畫的な廣域經濟……一五六

第十章　經濟新體制の具現策……一五八

一　經濟新體制の必然性……一五八
二　强力政治の貧困……一五九
三　協力政治の缺如……一六一
四　企業新體制の問題……一六三
五　利潤統制の强化……一六五
六　國策會社と公益會社……一六七
七　團體組織の新體制……一六九
八　生產者團體の新體制……一七一
九　消費者團體と配給者團體……一七三

第十一章　經濟團體の新體制……一七五

一　經濟新體制の二問題……一七五
二　團體新體制の職能……一七七
三　既存團體の發展的解消……一八〇
四　生產者團體の重要性……一八二
五　配給者および消費者の團體組織……一八五

第十二章　新體制下の農工商業……一八九

一　新體制の國家的要請……一八九
二　全體主義の原理……一九一
三　指導者原理……一九四
四　强力と協力……一九六
五　國防國家の完成……一九九
六　職能奉仕と報酬經濟……二〇二

七　利潤統制の二方法……二〇五
八　團體組織の新體制……二〇八
九　萬民翼賛の新體制確立……二一〇
第十三章　利潤統制の革新的意義……二一三
一　利潤統制の二形態……二一三
二　經濟革新の二形態……二一六
三　分配問題としての利潤統制……二二〇
四　生産問題としての利潤統制……二二四
五　利潤統制の革新的意義……二二八
第十四章　統制經濟の革新原理……二三三
一　戰時統制經濟の現狀批判……二三三
二　自由經濟政策と統制經濟政策……二三九

三　經濟推進力の問題……二四四
四　營利生産と統制經濟……二四九
五　經濟革新の原理……二五三
第四篇　東亞新體制の理論と機構……（二六三―三三三）
第十五章　東亞新體制の建設理論……二六五
一　新秩序と新體制……二六五
二　指導者原理と東亞綜合體……二六八
三　東亞新體制としての東亞聯盟……二七二
四　北方資源と南方資源……二七六
五　東亞聯盟の機構……二八〇
第十六章　歐洲大戰と世界經濟の將來……二八五
一　第一次大戰から第二次大戰へ……二八五

二　第二次大戰の經濟的原因……二八八
三　廣域經濟圈の成立……二九三
四　國防資源の自給性……二九六
五　世界貿易の將來……三〇〇

第十七章　世界廣域經濟の理論……三〇四

一　廣域經濟の必然性……三〇四
二　廣域經濟とブロック經濟……三〇四
三　廣域經濟の目標……三〇八
四　廣域經濟の構成（一）……三一三
五　廣域經濟の構成（二）……三一六
六　廣域經濟の經濟交通……三一〇
七　廣域經濟の爲替および貿易……三一四

附錄……三一八

一　近衞公、新體制樹立聲明……（三二三―三二五）
一　第二次近衞內閣、基本國策要綱……三二五
一　近衞公『大命を拜して』の放送全文……三二五
一　新體制準備委員會、第一回會議における近衞公の聲明……三二八
一　誓ひ……三二三
一　運動綱領草案……三二八
一　規約案要綱……三二八
一　近衞總裁、大政翼贊會發會式挨拶……三二九

〔目次了〕

第一篇　新體制の根本理念

第一章　新體制の歴史的必然性

一　世界史の轉換と新體制

われ〳〵は今まさに、世界史の轉換期に立つてゐる。このことを明確に把握するのでなければ、新體制のもつ世界的性格と、その歴史的意義とを、十分に理解することは出來ない。新體制への要請は、一方では世界的必然性をもつと同時に、他方ではまた歴史的必然性の上にたつからである。

世界人類の歴史は、古代から中世へ、中世から近世へと、そのたび毎に血みどろの戰ひをつづけて、世界歴史の轉換を劃期しつゝ、光輝ある人類の歴史を作りあげて來た。今日は正にかの中世から近世への轉換にも劣らぬ一大轉換期に直面してゐる。それはわれ〳〵の意識すると　せざるに拘らず、またわれ〳〵の好むと好まざるとに拘らず、世界的・歴史的の必然性をもつ

て、現代世界に蔽ひかぶさつてゐる。

むろん今日の新體制運動は、現實の意識においては、吾國の國内新體制に關する問題ではある。併しその國内新體制は、實は東亞新秩序を建設するための已むに已まれぬ手段であり、その東亞新秩序の建設はまた、世界新秩序の一翼であり、その前提である。それ故に世界新秩序の建設を意味する世界史の轉換なくしては、東亞新秩序も國内新體制もあり得ない。新體制は世界の問題であり、東亞の問題であり、それ故にまた日本の問題である。

世界秩序といひ世界體制といひ、もと〳〵世界平和を維持するための秩序であり體制である。それ故に一定の世界秩序がその歴史的發展の過程において、次第にその行き詰りに逢着して、もはや世界平和を維持するだけの力を有せざるに至る時は、必然に世界戰爭を惹きおこさざるを得ない。古代から中世への轉換期において、また中世から近世への轉換期において、そこには常に大規模の世界戰爭が戰はれ、この血みどろの戰ひを通じてのみ、人類歴史の齒車は大きな廻轉をする。今次の歐洲大戰もまた、この意味の世界戰爭の一つである。

今日までの近世的世界秩序は、經濟的には資本主義秩序を意味するが、中世封建秩序から近世資本秩序への轉換期には、かの世界戰爭としてのナポレオン戰爭を避け得なかつた。それは中世の舊體制をもつては、もはや世界平和を維持しえなかつたからであるが、これを轉機として成立した近世の新秩序は、よく世界平和を維持することが出來たから、一八一五年のウヰン會議から、一九一四年の大戰勃發まで、百年の長きにわたる平和時代を現出して、世界は自由主義の全盛時代を享樂した。むろん部分的の國際戰爭は、この間にも世界の各所に戰はれたが、併し大規模の世界戰爭は、この期間を通じて一度も起らず、世界平和の時代において、個人主義と自由主義と平等主義は、存分にその驥足を伸ばすことが出來た。人々はこれをもつて、人類の常態であるかの如く考へて來た。

然るにこの近世的世界秩序もまた、百年にわたるその歴史的發展の結果として、もはや世界秩序としての機能を果し得ざるに至つた。その必然の結果は、第一次の世界戰爭となり、また今日の第二次大戰を勃發せしむることゝなつた。それは要するに、世界舊秩序の行き詰りであり、世界新體制への要請である。

新體制といひ新秩序といひ、また革新といふも、要するに問題はたゞ一つ、この近世の舊世界から將來の新世界への轉換に外ならぬ。この意味において、新體制への要請は、單なる一國家または一國民の專斷的な要請ではない。世界史轉換の必然より來る客觀的要請で

あり、また人類的要請である。

特定の國家または國民が、この世界史轉換の必然性を明確に認識して、自ら率先して世界人類を指導しつゝ、來るべき世界新秩序の成立に寄與せんとするか、或はまた、徒らに過去の舊體制に執着して、世界史の轉換を阻止せんとするかは、その國家または國民の將來の運命を決定する重大問題である。國家または國民が、この二つの途の何れを選ぶかは、一はその國民またはその指導者の先覺的叡智または努力の如き主觀的條件の如何により、一はその國民または國家が、從來の世界秩序において占むる地位如何といふ客觀的條件によつて決定される。世界の舊體制において指導的地位を有した國家は、必然にこの舊體制の維持を劃策し、新體制の成立を阻害せねばならぬ立場におかれ、その先覺的叡智を奪はれる危險がつよい。之に反して、從來の舊體制において被支配的地位にあつた國民は、その舊體制を打破して新秩序を建設し、世界人類の進歩に貢獻せんとする。

世界新秩序の創成に貢獻し、世界史轉換の上に重要な役割を果した國民は、必然に次の新體制における指導的地位を確保する。近世資本主義の成立に寄與した英國は、この世界秩序の續く限り、世界の支配的地位を確保して今日に及んでゐる。それが近世秩序を通じて、世界人類の進歩に對し、一大貢獻をなしたことは、沒すべからざる歴史的事實である。新たに成立すべき世界新秩序に對して、その建設に貢獻したる國民は、將來の世界秩序における指導的地位を確保するに相違ない。併しそれは將來の世界支配權を獲得して、近世史における英國の地位に取つて代らんとするものではない。後に論ずる如く、世界新體制の根本理念は、近世資本主義の世界制覇とは、全く異なる理念にたつてゐるからである。

二　國家的要請としての新體制

新體制は世界的な歴史的必然をもつて、世界人類の上に一大課題をぶつかぶせて來た。人類の叡智は、必ずやこの課題を解決して、世界新秩序を再建し、世界平和を確立するに相違ない。

わが日本國民は、賢明にも逸早くこの歴史的必然を認識し、この世界的要請をもつて、わが國民の國家的要請となし、この人類的要請をもつて、わが國民的要請として、自ら率先して世界新秩序の再建に出發した。滿洲事變はその第一歩であり、支那事變はその第二歩であり、大東亞共榮圏はその第三歩である。是等を一貫する吾が國家的要請は、かの近世舊體制における

が如き領土の擴張にあらずして、東亞新秩序を確立し、東洋平和を確保して、これを通じて世界新秩序の再建と世界平和の確立に寄與するにあつたからである。

世界新秩序の再建といふ世界的要請を、東亞新秩序の建設といふ國家的要請として、こゝに國民的自覺を具體化した吾が國民は、その後に勃發した歐洲大戰に遭遇して、ます〳〵その自覺を高め確信を強めることゝなつた。歐洲大戰一ヶ年の經過に徵して、戰後の世界新體制は、ほゞ東亞新秩序と同じ構想の線に沿つて、再建されねばならぬことが明白となつて來た。別に詳論するが如く、歐洲戰後の世界經濟は、ほゞ四つの廣域經濟圈として、新秩序を再建するものゝ如くに思はれる。卽ち歐羅巴から亞弗利加を縱貫する歐亞廣域經濟と、北米から中米・南米を縱貫する汎米廣域經濟と、ソ聯からアフガニスタン・イランを縱貫するソ聯廣域經濟と、而して東亞を縱貫するわれ〳〵の東亞廣域經濟これである。

世界の四大廣域經濟が、將來の世界新秩序として確立されるならば、世界の萬邦は各々その處を得て、世界平和はこゝに確立されるであらう。たゞ問題はそこに至るまでの過程にあつて、その實現を見るまでには、まだ〳〵世界戰爭は必至の勢をもつて戰ひつゞけられねばならぬが、何れにせよ、東亞新秩序の建設といふ民族的使命は、戰後の世界秩序に先鞭をつけ、新

たな世界の再建に對して、指導的役割を受持つて、世界歷史の轉換に、最大の貢獻をなしつゝあるものと言へる。

然るに東亞新秩序を建設するためには、何よりもまづ國內新秩序を確立せねばならぬ。國內體制の舊秩序をそのまゝにして、たゞ東亞の新秩序だけを建設せんとするのは、たゞに理論的に矛盾を含むのみならず、現實の問題としてもまた成立しえない。蓋し國內體制と國際體制とは、對外的には必然に帝國主義的侵略とならざるを得ない。むろん東亞新秩序は、帝國主義的侵略であつてはならず、また本國と植民地とのブロック經濟であつてはならず、これらのすべてを超克する全く新たな秩序を東亞に建設せんとするものであるから、何よりもまづ國內體制を、その新秩序において建設せねばならぬわけである。

これを現實の問題として見ても、東亞新秩序の建設には、巨大な資本と物資と勞務と技術を必要とするが、かくの如き經濟建設の大事業を遂行するには、從來の如き資本主義そのまゝの國內體制では、これに必要なる生產力を十分に擴充することは出來ない。この生產力の飛躍的擴充を實現するためにも、また國內新體制は必然に要請されて來る。

然るに滿洲事變は十年を閲し、支那事變は三ケ年を經過する間に、世界の歴史は眼まぐるしき轉換を示すに拘らず、わが國内の政治・外交・經濟は、依然として舊體制そのまゝを一歩も出でず、内閣は次ぎから次へと交替するが、どの内閣もこの内閣も、一時的の偸安姑息政策に沒頭して、この重大變局に處するの大經綸を行ふことは出來ない。これではこの世界史轉換の機會において、世界新秩序の建設に貢獻することはおろか、東亞新秩序の確立さへ、またその前提としての支那事變の處理さへ、容易には實現されさうにも思はれなくなつた。併しこれは必ずしも、個々の内閣の責任でもなく、また個々の政治家の罪でもない。國民全體としての機構と國家全體としての組織が、この大使命の遂行にふさはしき體制をとらず、依然として明治以來の舊體制を固執して、今日の世界的要請としての新體制に徹することの出來なかつた罪である。

第二次近衞内閣の出現は、まことに晴天の霹靂ではあつたが、併しかくの如き世界狀勢と國内體制とを考へ合せれば、また誠に必然の出現でもあつた。これと前後して國内に鬱勃しつゝあつた新體制運動は、近衞内閣の出現によつて拍車づけられ、こゝに公然たる國民運動として燎原の烽火の如く全國民の間に擴がつた。これは實に滿洲事變以來の國民的理想と感情を率直に表明するものとして、久しき間の國民的渇望に應へたものであつた。むろん新體制といふ言葉は、新らしき魔力をもつた表現ではあるが、その實質的な内容は、たとひ種々なる表現をとつたにしろ、すでに早くより國民の待望せる國家的要請である。

近衞首相の聲明にも明らかなる如く、新體制への要請は、一内閣や一黨派や一個人の要請を遙かに超えたる國家的要請である。而かもこの國家的要請は、たゞ一國家の主觀的な獨斷的要請にはあらず、また一國家の利己的な獨善的要請にはあらずして、最初に論ずる如く、世界史の轉換より來る客觀的・必然的な世界的要請の認識にたつて、世界平和と人類福祉のために、新たな世界體制の確立に貢獻せんとする民族使命の自覺に出發せる國家的要請である。

從つてまた新體制への要請は、決して當面の政策遂行のためにする一時的要請ではなく、わが國民の將來久しきにわたる民族的使命を遂行するための恒久的要請である。卽ち時間的には現在より將來への久しきにわたり、空間的には個人および國民より世界人類にわたり、全く時空の制限を超越する世界的要請であり、それ故にまた、わが國民の國家的要請であると言ふことが出來る。

三　國内新體制の必然性

新體制への要請が、特に吾國において國内新體制の要求として、強く現はれて來たのは、またわが國に獨自の必然性があつたからである。この客觀的な必然性について、深く檢討して明確な認識をもつのでなければ、折角の新體制も、徒らに主觀的な獨善論に陷り、客觀的な國家的要請に應へることは出來ないであらう。

問題の發生以來、新體制に關する各種の論議、ことにその機構に關する各方面の立案や獻策は既に極めて多數に上り、この問題に對する國民の異常な熱意を示しつゝあることは、新體制運動のために誠に喜ばしき現象である。またこれら多數の個人や團體の意見は、何れも新體制にいふ所の萬民翼贊の忠誠に出で、純眞なる意圖と動機に出發したものではあるが、併しそれが若しも現實の客觀的な必然的根據にたつものでないならば、たとひ如何に純眞な動機と熾烈な熱意に出づるものではあつても、その實現性を缺くものとなる危險がつよい。新體制は決して空想でもなくユートピアでもない。現實に卽刻に實行に移さるべき生きた實踐の問題である。

新體制の國内必然性は、まづ國内の政治・外交方面に孕まれてゐた。滿洲事變ことに支那事變の勃發以來、歷代内閣の政治・外交政策は、徒らに姑息的な瀰縫政策に終始して、何ら確乎不動の經綸を示して、國家の前途と國民の嚮ふ所を明示するものがない。忠誠な多數國民は、あらゆる困苦缺乏と闘つて、この重大時局を乘り切らんとする決意を示し、またこれが實行の熱意を示すに拘らず、この國民を指導すべき政治の無力と貧困のために、多數國民はその嚮ふ所を明らかにすることが出來ず、國家の前途に對する不安と焦慮の中に、たゞ荏苒とその日その日を經過する外はなかつた。

外交方面の無力と貧困はさらに甚だしいものがあつた。一方では支那事變を戰ひながら、他方では援蔣國の英米追隨を清算することも出來ず、大陸國民には强硬政策を强制しながら、英米國民には軟弱態度をつゞける。ことに歐洲大戰の勃發後は、この千載一遇の機會を利用して、支那事變を速急に處理し、進んで東亞建設の基礎を確立すべきに拘らず、徒らに不介入主義を口實にして、拱手傍觀なす所を知らない。況んや戰後に來るべき世界の大勢を達觀して、わが國民の世界的役割を達成せしむるが如きは、到底のぞむべくもない所であつた。

併しながら斯くの如き政治・外交の無力も貧困も、結局するところは國内體制の缺陷より來

るものであつて、一內閣または一個人の力をもつては、之を如何ともすべからざる事情にあつた。それ故にわれ〳〵は、個々の政治の無力や貧困を責める代りに、之をして無力たらしめる國內體制そのものについて、根本的に考へねばならぬこととなつた。國內政治の强力化も、外交政策の轉換も、國內體制をそのまゝにしては、到底、實現されうるものではない。こゝに國內新體制への要請は、まづ政治・外交の强力化への要請として現はれて來た。

それ故に國內新體制の機能または機構が、果して現實の要請に應へうるか否かは、一つはそれによつて、果して政治・外交の强力化を實現しうるか否かにある。新體制の機構が、如何にそれ自身として完備したものであつても、それによつて强力政治と自主外交の實現が期待され得ないやうでは、それは今日の新體制ではあり得ない。反對に他の方面には多少の缺陷はあつても、右の要請さへ十分に充たされうるものならば、少くとも新體制の一半の機能は果されうるわけである。

ところでまた政治・外交にも劣らず重要な要請は、その經濟的側面にあつた。吾國では支那事變に先だつ昭和十一年から、すでに準戰體制を整へて、生產力の擴充に邁進しつゝ來たが、事變の勃發と共に、急速に戰時體制を根本的に整備すべきであつた。然るに支那事變は元來な

んらの準備も計畫もあつて勃發したのではない。最初は不擴大方針を堅持したに拘らず、結局は擴大に擴大を重ねて、遂に未曾有の大事變にまで發展したのであるから、戰時經濟體制の整備においても亦、甚だしく非計畫的であつたことは已むを得ない。そこで已むを得ず現實の必要に應じて、一時的に應急的に戰時統制經濟を推し進めることゝなつたが、これが圓滑に遂行されうる筈はない。ストツク品の豐富な最初の一年間は、應急の物價抑制對策を中心として進行するが、無計畫な生產力擴充策は徒らに資材の不足を招いて、現實の生產力は擴充されず、加ふるに歐洲大戰の勃發や天候その他の不可抗力の影響もあつて、事變の永續化と共に、次第に物資の不足と物價の騰貴を免かれない情勢となつた。かくて戰時統制經濟の進行は、必ずしも理想的の結果を示してゐない。部分的な失敗や混亂は次第に表面化して、生活物資の不足や闇相場の橫行を如何ともすることは出來ず、このまゝではもはや一步も進み得ないかと憂慮されるに至つた。人はこの狀態を見て、わが國の經濟力も著しく弱體化したのでないかと憂慮したが、併しかくの如き部分的現象にすぎず、決してわが國民の經濟力が根本的に動搖したわけではない。それにも拘らず、かくの如き表面の摩擦や混亂を來たしたのは、實のところ經濟力の弱體の故にはあらず、主として政治力の貧困によるもの

であつた。

政治と經濟の一體化した今日では、一國の經濟力は、その國の政治力に依存するところが多い。たとひいかに豐富な經濟力をもつてゐても、その國の政治力が弱體化しては、これを國家の力として發揮することは出來ない。英・佛の如きは正しくこれである。反對にたとひその國民の經濟力は貧弱であつても、强力な政治力をもつてその力を十分に發揮せしめうるならば、一國の經濟力は著しく强化される。獨・伊の如きはその適例である。吾國が折角の豐富な經濟力をもちながら、之を十分に發揮しえずして、種々の混亂を避け得なかつたのは、むろん種々の原因によるものではあるが、戰時經濟體制を强力に遂行しうるだけの政治力を缺いてゐたことも、確かにその有力な一原因と認めねばならぬ。而してこれまた決して個々の關係官廳の怠慢によるものではなく、主として從來の國內體制の缺陷より來る必然の結果であるとすれば、こゝにもまた國內新體制への必然的な經濟的要請があつたと言はねばならぬ。

併しながら政治・外交・經濟の推進において、いかに强力政治を必要とするとは言へ、たゞ徒らに强壓的な力を上から加へるだけでは、決して現實の要請に應へうる所以ではない。政治は國民を相手に、外交は外國を相手に、經濟は民間業者を相手に、何れにせよ相手あつての推進である以上は、獨善的または獨斷的な强力政治をたゞ上から强制するだけでは、決して問題は解決され得ない。ことに戰時體制經濟の運營においては、現實に經濟の運營に任ずるものは、殆んどすべて民間業者であるから、この點は殊更に重要である。そこで新體制への要請は上からの强力な政治力に加ふるに、下からの責任ある協力政治でなければならぬ。上からの强力政治と、下からの協力政治と、兩者の綜合的一體としての力づよい推進力がなければ、到底この難局を乘り切ることは困難ではないかと思はれる。

最後に、思想・文化・教育の側にもまた、新體制への國內的必然性が存在した。われ〳〵の最初の考へでは、戰時統制經濟の運行は、吾國においては恐らく理想的の進行を示すであらうと考へた。わが國民は世界に比類なき愛國心と、滅私奉公の赤誠において、他の何れの國民にも優ると思はれるからである。然るにこれが前述の如く全く裏切られて、買占め賣惜みは盛んに行はれ、闇相場や闇取引の橫行するに至つた他の原因は、確かにわが國民の思想や教育の上に、之を求めねばならぬであらう。明治以來の個人主義や自由主義の思想・教育・文化が、つひに吾が國民性の半面に深く喰ひ入つて、今日の如き結果を曝露したのに相違ない。教育新體制はかくの如き誤れる國民性の半面を根本から叩き直して、吾國固有の高潔な國民性をつくり

あげんとするに外ならぬ。

最初に述べたる政治・外交の無力と貧困も、歸する所は個人主義と自由主義に誤られた國民の思想・文化・教育に淵源する。自由主義と個人主義を固執する以上は、國内政治は民主主義の弱體政治となり、外交政策は英米依存の軟弱外交とならざるを得ない。それ故に國民の文化體制をそのまゝにして、政治・外交・經濟の新體制を要請するは困難である。國内新體制への要請は、思想・教育・宗教・哲學・科學・藝術等を含めて、廣く文化新體制への必然的要請とならざるを得ない。

四　國防國家の完成と新體制

新體制の目的は、高度國防國家の完成にある。言ふまでもなく、新體制は決して新體制そのものゝために作られるのではない。それは恰かも革新が革新のために革新されるのでなく、統制が統制のために統制されるのでないと同じく、他に何等かの重要な目的があつて、その目的を達するための手段として、統制を行ひ革新を斷行し、また新體制を確立するわけである。而してその新體制を確立する目的は、高度の國防國家を完成するにある。こゝに高度といふは綜合的計畫を意味するものに外ならぬ。換言せば全體としての綜合的計畫の下に、國防國家を完成するためには、新體制の確立を絶對に必要とする。即ち新體制への要請は、この目的達成の上から一つの必要性をもつて來る。

高度國防國家の完成が、人類最高の理想であるか否かは、固より議論の岐るゝ所であらう。併し乍ら今日の世界の現實過程において、世界新秩序の再建に寄與しつゝ、國家國民の興隆を期せんとするには、高度國防國家の完成を措いては、他にその途があり得ない。從つてまた高度國防國家の完成も一つの手段に過ぎず、結局の目的とするところは、人類最高の福祉と世界平和の確保に外ならぬ。この最高目的を達するための避くべからざる必然の手段として、高度國防國家の完成が要請せられ、この要請を達成する必然の手段として、新體制の確立が要請されるわけである。

新體制の直接の目的とする高度國防國家の完成は、世界的要請としての新體制すなはち戰後の世界新秩序においても全く同樣である。最初に論ずる如く、歐洲戰後の世界經濟體制は、ほぼ四大廣域經濟の成立を豫想しうるが、この廣域經濟の目的が、即ち國防國家の完成に外なら

ぬからである。後にも詳論するが如く、世界廣域經濟のかゝる目的は、決して偶然的に規定されたものではない。第二次歐洲大戰の勃發を必然ならしめた經濟的原因から、戰後の世界廣域經濟は必然に要請せられ、そこから廣域經濟の目的も必然的に規定されるからである。何れにせよ世界の四大廣域經濟は、それ〳〵の廣域における國防國家の完成を目的とし、その完成に必要なる國防資源の自給的確保を目標として、互に併立して世界新體制を確立することゝなる。

高度國防國家の完成は、決して單獨の個別的國家をもつて實現されうるものではない。北米合衆國やソ聯の如き廣大な地域を占むる國家でも、單一國家の範圍では、決して國防資源の自給性は確保され得ないからである。そこで特殊の關係にある數個の國家を糾合し、それら多數の國民經濟の綜合的一體としての經濟を結成せじむることによつて、この目的を達成せんとするに至るは必然である。ことに吾國の如き自然資源の貧弱なる國は、單獨國家をもつて國防資源の自給的確保を期するが如きは思ひもよらない。大東亞廣域經濟の確立が、必然に要請されるのは此の故である。

併しながら國防國家聯合としての大東亞廣域經濟の確立を期するためには、何よりもまづ吾國自身が高度國防國家の完成を期せねばならぬ。むろんこの完成は容易に實現しうるものではないが、併し少くともこの完成に向つて進みうるだけの國家體制は、之を速急に整へねばならぬ。國內新體制の確立は卽ちこの爲めに要請される。國防國家は東亞廣域經濟の建設によつて完成されるが、併しその東亞建設のためには、まだ〳〵世界戰爭は不可避的に戰はれねばならず、そのためにはまづ差當つて可能なる範圍の國防國家を、出來うる限り速急に整備しつゝ進まねばならぬ。

高度國防國家の高度たる所以は、すべてが綜合的計畫の下に遂行される點にある。こゝに綜合的計畫とは、まづ地域的に可能なる範圍にわたる綜合的計畫すなはち日滿支の三國を中心とし、南洋の一部を包含する廣域經濟の全體にわたる綜合的計畫を意味する。この意味の綜合的計畫は、國防資源の確保を目標とする經濟的綜合計畫を中心とするものではあるが、併し必ずしも經濟に限らず、政治・外交・文化のすべてに亙りて、廣き地域にわたる綜合計畫を遂行するのでなければ、國防國家の完遂は期しえられない。

併しながら高度の綜合的計畫は、單に地域的綜合に限らず、國家生活の全面にわたる綜合的計畫を意味する。謂はゆる國家總力戰これである。總力戰においては、陸海空の軍事國防を樞軸として、政治・外交・經濟より、思想・教育・宗教・科學に至るまで、あらゆる國家生活を

綜合して、全體としての國防目的に統一するものである。卽ち國防目的に向つて綜合されたる國家生活が國防國家であり、これを全體としての綜合的計畫の下に遂行するところに、高度國防國家の意義がある。そしてかくの如き國防國家を完遂するためには、從來の如き國內舊體制の下に、政治の弱體と外交の無力と經濟の自由と文化の軟弱を曝露するやうでは、絕對に不可能であつて、こゝに國內新體制の必然的要請が起らざるを得ないわけである。

第二章　新體制の根本理念

一　根本理念としての指導者原理

新體制の根本理念は、指導者原理にあると言はれる。併しながら謂ふ所の指導者原理とは何か、これが明確にされざる以上は、この根本理念を把握することは出來ない。

新體制は言ふまでもなく、政治・經濟・文化その他一切の國民生活または國家生活を全面的に包含するものであるが、これら一切のものを貫通する根本理念は何か、それは新體制の世界觀であり、人生觀であり、社會觀であり、國家觀であるが、これが明確に把握された後でなければ、部分的な個々の新體制、例へば政治新體制や經濟新體制や文化新體制の如きは考へられない。新體制運動の盛行するに從つて、種々の部分的な新體制試案が各方面に現はれつゝある事は、寔に喜ぶべき現象ではあるが、併し中には眞に新體制の名に値せざるもの、或は却つ

5423

てその根本理念に逆行するものさへ散見しつゝあるのは、新體制のために歎かはしきことである。今日の場合に最も重要なことは、個々の具體的な機構や組織の問題に入る前に、まづ新體制の根本理念を明確に把握することである。これさへ確實に把かんでおけば、個々の具體的問題の解決は、滾々として湧く泉の如くに解決される筈である。

新體制運動は今日の現實の意識においては、吾國の國内新體制の問題ではある。併しさきにも論ずる如く、これは單に吾國だけが世界の動きと遊離して動いてゐるものではなく、實は世界運動としての世界新秩序または世界新體制の一環をなしてゐるものである。こゝに新體制の世界史的な必然性を認めねばならぬが、何れにせよ新體制の根本理念には、國家または國民を綜合的に包含した世界的のものがなければならぬ。ことに今次の歐洲大戰を契機として、世界新秩序の再建に邁進しつゝある獨逸および伊太利と吾國の新體制との間には、そこに何等かの一般的な共通性が認められねばならぬ。

むろん吾國の國内新體制は、吾國獨特の國體に淵源する獨自の新體制でなければならぬことは言ふまでもない。卽ち吾國の新體制は決して獨・伊の模倣であつてはならず、吾國獨自の特殊性を強く盛らねばならぬが、併しその特殊性を明確にするためには、日・獨・伊を通ずる新體制の一般性を明らかにせねばならぬ。かくして新體制の世界的一般性と國民的特殊性とを明確にして、始めて新體制の根本理念が明らかにされるわけである。むろん根本理念である以上は、多分に一般的普遍的なものでなければならず、この一般的なものが、それ〴〵の國家と國民の特殊性に卽應して、特殊化され具體化されねばならぬ。

二　民主的原理から指導者原理へ

新體制の根本理念としての指導者原理を理解するためには、われ〳〵は先づこれによつて置き代へられんとする根本理念すなはち言はゞ舊體制の根本理念について、反省と批判を加へねばならぬ。それは一般に、近世生活の根本理念であり、近代人の世界觀であり、近世思想の國家社會觀をなしたものであつたから、多くの現代人は、今なほかゝる根本理念を無意識的に堅持してゐる。われ〳〵はかゝる社會に住み、かゝる教育を受け、かゝる思想を攝取しつゝ來てゐるから、たゞ無意識的に之をもつて一般的なるもの、恒久的なるものと考へんとする傾向が極めて強い。この傾向の強ければ強いほど、新體制に對する理解は困難であり、時には輕い反

感をさへ感じ、然らずとも何らかの割り切れぬ感情を殘すことゝなるわけである。

さて近世生活の根本理念は、個人主義と自由主義と平等主義にたつ民主主義原理にあつたと言ふことが出來る。デモクラシーの民主的原理は、近世生活の政治的部面において、最も特徴的な發展を示すことゝなつたから、之をもつて近世政治の理念として考へられる程ではあるが、併しこれは必ずしも政治に限らず、經濟でも教育でも道徳でも宗教でも學問でも藝術でもすべての近世生活に一般的に共通した特徴であつた。そして之は更にその根本において、近世的な個人主義と自由主義と平等主義に立脚してゐる。民主的原理は近世生活の根本原理であり近世的なるものゝ考へ方、ものゝ見方を特徴づける近世的世界觀であつた。

この近世的體制の根本理念としての民主的原理も、近世の新體制として成立した當初においては、國家の興隆や民族の發展に對して、最も有意義な貢獻をなしたものであり、それを通じて世界人類の發展に寄與した所も甚大である。ことに之に先だつ中世的體制において、全く無視せられ抑壓せられてゐた個々の構成員たる個人に對して、その解放と自覺と個性の伸張を促した點において、卽ち個々の個體を强めることによつて全體としての國家社會を强めた點に、民主的原理の特徴的な貢獻があつた。經濟的には個々の單位生產力を飛躍的に增大せしめて、社會全體の生產力を劃期的に發展せしむることが出來た。謂はゆる近世文化の燦爛たる精華は、この個人主義の民主的原理の上に咲き誇つたわけである。

然るにこの近世の民主的原理もまた、その歷史的發展の過程において、次第にその行詰りに逢着して、之をもつては最早その國家・社會・國體の發展を期することは出來なくなつた。それは個々の個體ばかりを强める民主的原理のために、全體としての統制を失ひ力を失つて、個體のために全體を犧牲に供する結果となつたからである。經濟的には個人は富んで國家は貧しく、政治的には個人は强く國家は弱い。これが民主的原理の行き詰つて來るわけである。

それ故に最近ことに第一次の歐洲大戰以後においては、民主的原理は事實において次第に修正されつゝあつた。第一次大戰の結果は、民主主義の勝利に歸したと言はれるに拘らず、現實の事實においては却つて民主主義の敗北を示すことゝなり、世界において最も民主的なりと自負する米・英においてさへ、政治的には次第に議會政治の凋落となり、大統領または首相の獨裁政治が强くなつた。また經濟的にも次第に自由經濟の領域を狹めて、統制經濟の强化を免かれないことゝなつた。新體制の指導者原理は、むしろ斯かる現實の事實を理論づけんとするものに外ならぬ。

三　指導者原理とは何か

われ〳〵は指導者原理を理解して、總ての國家生活または國民生活において、まづ特定の指導者が定まり、その指導者の創意と責任において、全體の活動が指導せられ推進せられ、他の多數者はこの指導に協力しつゝ、全體としての綜合的活動を推し進める點にあると考へる。

まづ第一に、政治・經濟・文化の何たるとを問はず、その團體には特定の指導者または指導層が定まらねばならぬ。この指導層または幹部の決定は、民主主義におけるが如き、團體員の互選による多數決によるものではなく、指導者原理の方法によつて、卽ち多數團體員の意向は十分に參酌されるが、併し下からの選擧によらず、上からの還任によつて決定される。

第二に、その指導者または指導層は、自己の創意と責任において、國民または團體員に率先してその活動を指導し、その目標に向つて之を推進してゆかねばならぬ、從來の如く團體員の多數決による總意と全體の責任において、多數者の決議に從つて、たゞ後から之を執行すると反對に、自ら推進力となり牽引力となつて、實踐的に之を指導してゆかねばならぬ。

第三に、他の一般國民または團體員は、その團體の協力者または協力層として、指導者の指導に協力し、各自の責任を分擔しつゝ、全體としての綜合的活動を進めて行くことゝなる。かの民主的團體の一般員が、自ら共同責任においてその意思を決定し、之に從つて自ら實踐する場合とは異り、全體としての責任は指導者において、各自の職場における責任分擔は各自において、互にその責任を負擔しつゝ、一體となり全體の綜合的活動を進めてゆくものである。

第四に、從つてその間には、指導と協力との關係が成立する。そこには支配と服從との關係はない。指導者の指導は彼れ自身の創意と責任において實踐されるが、併し之に對する協力者の協力を確保しうるためには、その指導的意思は出來うる限り之を一般員に周知せしむると共に、一般員の總意は出來うる限り之を參酌せねばならぬ。之に對する協力者の協力は、たゞに精神的の協力に止まらず、各自その職能においてその活動を實踐するにある。指導も協力も實踐を通じてのみ行はれることゝなる。

第五に、指導者原理はまた責任者原理といへる。指導者の責任は、全體としての團體の活動をしてその目的を達成せしめ、目標に到達せしむるにある。この點において誤る所あらば、指導者は卽刻にその地位を去つて、他の指導者に之を讓らねばならぬ。指導者の業績を審査して、

その責任を追及するのは、彼れの選任を決定する上級指導者の任務である。併し乍ら他方にまた、一般協力者も決して責任を免れうるものではない。彼れの責任は全體としての指導者の責任を分擔して、それ〳〵の職場における職能を誤りなく實踐するにある。併しこの實踐を指導して、各自の職能を果さしむべき責任は、指導者の責任に歸着する、換言せば團體全體としての全體責任と職能分擔における部分責任とを、峻別するところにその特質がある。民主主義の團體では、この責任分擔を明確にせず、全體としての責任もまた、共同責任として全員の共同に負擔すると共に、各自の職能分擔もまた、之を督勵する責任は何人にも存しない譯である。

かくして新體制の指導者原理は、近世の民主的原理が餘りにも個人を强めて、却つて全體を弱めたるに對して、寧ろ全體を强めるために、個人を强めんとするものである。

一般に國家または團體が、全體として强力な職能を發揮し、最も能率的な活動をつゞけうるためには、個人主義の民主的原理では、決してその目的を達しうるものではない。それ故に或る團體が、最も强力な能率的活動を要求せらるゝ場合には、たとひ民主的原理の支配的全盛を極めた近世でも、決して民主主義を採用しうるものではなく、必然に指導者原理によらざるを得なかつた。われ〳〵はその實例を、軍隊組織と企業組織に見ることが出來る。

軍隊は恐らくあらゆる團體のうち最も强力な能率的活動を要求せらるゝ團體と思はれるが、こゝでは如何に民主主義全盛の近世といへども、決して民主的原理は採用されてゐない。今もし軍隊の行動や作戰の決定が、多數兵士の投票による多數決によつて決せられるものとすれば、恐らく軍隊組織は成りたち得ないであらう。個人主義の民主的氣分が入りこむだけでも、すでに英・佛・米の諸國に見らるゝ如く、著しく軍隊の士氣と戰鬪力に影響すると言はれるのは此の故である。軍隊組織は如何なる時代にも、常に最も能率的なる指導者原理の上に構成されてゐる。

最も民主的と考へられる近世の企業組織が、皮肉にもまた指導者原理の上に構成されてゐることは、最も注意を要する興味ある事實である。近世社會の自由主義は、謂はゆる企業の自由として、經濟生活において最もよく具現されてゐると考へられるが、併しその自由經濟は、企業と國家との間または企業相互の間の自由に過ぎず、一たん企業の內部組織に入りこんでは、そこでは自由主義も民主主義も全く行はれてはゐない。これは企業の自由競爭と利潤獲得の目的から、最も能率的な企業活動を要求されるからである。今もし企業の內部に民主的原理が採用されて、企業の經營方針その他一切の企業活動が、多數社員の投票による多數決によつて決

定されるとすれば、全體の能率は恐らく企業の存續を許さるまでに低下するであらう。たゞ近世企業の缺陷は、その指導者が同時に資本の所有者であり、從つて企業の能率が、一に利潤獲得のために發揮されてゐるといふ點にある。この點を修正する所に、企業新體制の問題はあるが、併し企業の內部組織が指導者原理によつてゐる點では、新體制は寧ろこの同じ原理を、他のすべての團體組織にも及ぼし、更に廣くこれを一般の國家生活にも社會生活にも及ぼさんとするものに外ならぬ。

四　中世的原理と近世的原理の綜合

新體制の指導者原理は、近世自由主義の民主的原理を超克して、特定の指導者による指導と之に對する一般者の協力とを認めるから、この指導と協力との關係に對して、民主主義的の考へ方に慣らされてゐるものから見れば、それは如何にも特定者としての指導者の優越を認め、一般者としての個人を無視するかの如く思はれ、こゝから新體制はかの中世の專制的獨裁主義に逆轉するものではないかと杞憂せしむることゝなる。

然しながら指導者原理は、決して專制主義でもなければ獨裁主義でもない。特定者の指導を認める點では、專制的であり獨裁的である樣にも思はれるが、併し專制的獨裁主義は、かの中世的全體主義に立脚し、個人を無視し個體を抑壓することによつてのみ、全體が成立しかつ伸張すると考へる。それは全く近世個人主義の對蹠をなし、歷史的にも中世的全體主義の對立物として、近世的個人主義の勃興を見たことは周知である。

中世的原理においても、むろん個人の存在も價値も認めないわけではないが、併しそれはそれ自身においてのものではなくして、全體のための手段または過程としてゞある。近世的原理においても、むろん全體や國家の存在も價値も認めないのではないが、併しそれは個人または個體のための手段であるに過ぎないと考へる。何れの場合でも、個人と國家または個體と全體とは、互に對立する存在と考へられてゐる。たゞ一は究極の價値を全體におき、一はこれを個人におく點に、兩者の對立的な立場が岐れてくる。然るに指導者原理の立場においては、個人と國家は決して對立的に考へられない。多數の個人を包攝し綜合しつゝ、而かも之を超越する所に國家または團體の存在がある。二つのものは對立的でなく、包攝的に綜合的に存在すると考へられる。

指導者原理が中世の專制的獨裁主義と異なることは、就中その政治原理の上において明らかとなつて來る。專制主義の獨裁政治では、『民をして知らしむべからず、賴らしむべし』といふ原理が行はれ、その間には支配と服從との關係が成立する。然るに指導者原理の政治では、民をして徹底的に知らしめ、知らしむることによつて理解せしめ、理解せしむることによつて協力せしめる。そこには支配と服從との代りに、指導と協力との關係が成立する。この點において指導者原理は、中世的な專制主義の獨裁政治を超克するものである。

かくして指導者原理は、中世的原理と近世的原理との綜合的發展の上に成立する。中世的な專制主義の獨裁的原理も、こゝで發展的解消をなしてその中に吸收せられ、また近世的な自由主義の民主的原理も、こゝでは發展的に解消してその中に包攝せられ、この二つの歷史的原理の止揚せられた綜合的發展として、新たな指導者原理が確立されるわけである。

五　全體主義的な綜合體原理

新體制の指導者原理は、舊體制の民主的原理が、個人主義・自由主義・平等主義に立脚するに對して、一應は全體主義・統裁主義・差等主義の基底に立つと言ふことが出來る。

併しながらまづ第一に、新體制の全體主義は、舊體制の個人主義に對立する意味での全體主義、卽ち中世的全體主義の意味ではない。新たな全體主義は、われ〳〵の主張する綜合的全體主義であつて、個人に對立する全體ではなく、すべての個人を包攝的に綜合する高次的存在としての全體である。そこではすべての個人は、全體のために否定せられ滅却せられるのではなくして、全體の中に包攝せられ吸收せられて生きてゐる。全體は、互に自由平等な獨立の存在としての個人が、たゞ協同的に橫に左右の連繫によつて出來あがつた集合體ではなくして、すべての個人がそれ〳〵に差等あるその職場において、綜合的に縱に上下の連結によつて出來あがつた統合體である。

第二に、新體制の統裁主義は、舊體制の自由主義を超克するものではあるが、併し決して自由主義に對立する意味での獨裁主義ではない。中世的な獨裁主義では、全く個人の自由を認めず、之を否定することによつて成立するものではあるが、併し新體制の統裁主義は、寧ろ自由主義を包攝し吸收して、而かもそれ以上の高次的存在として之を統裁する。民主的原理の自由主義にたつ限り、結局は自由意思の投票による多數決主義によらざるを得ないが、之に對して

新體制では、どこまでも個人の自由な討議は認めて、すべての個人の意見は十分に吸收し包攝するが、併し最後の決定は之によるものではなく、綜合的全體の立場において、謂はゆる衆議統裁主義によつて決定される。

第三に、新體制の差等主義もまた、決して舊體制の平等主義と對立する意味での差別主義ではない。中世的な差別主義では、各個人は本來的に差別づけられ、また恒久的に差別づけられてゐた。然るに新體制の差等主義では、個人相互は本來的に差別はない。たゞ個人の綜合的立場にある高次的存在に對してのみは、そこに本來的な絶對の差別がある。また個人は等しく全體の構成員として、等しくその全體に綜合せられ、それ〴〵の職場において、等しく全體のために職能奉仕をなさねばならぬといふ意味においては、各個人の間に差別はなく平等である。たゞ併し、各個人はそれ〴〵異なる職場において、互に差等ある職能を果さねばならぬといふ意味では差等主義である。換言せば形式的には相互に平等ではあるが、併し內容的には差等主義である。言はゞ中世的な絶對的の差別主義と、近世的な絶對的の平等主義との綜合的發展としての差等主義といふことが出來るであらう。

かくの如き意味において、新體制の根本理念は、すべて中世的なるものと近世的なるものとの歷史的綜合的發展として考へられる。中世的獨裁主義と近世的自由主義との綜合としての統裁主義、中世的全體と近世的個人主義との綜合としての綜合的全體主義、中世的な絶對的差別主義と近世的な絶對的平等主義との綜合としての相對的差等主義これである。

かくして新體制は中世と近世との歷史的綜合を意味すると同時に、大體においては、古き東洋的なものと、新しき西洋的なるものとの地理的綜合を意味してゐる。近世的西洋思想を排擊するの餘り、却つて復古的中世的の東洋思想に逆轉するのは、歷史の發展を無視し、新たな世界の創造に參畫する所以ではない。世界新秩序の確立に寄與せんとする國內新體制の原理は、かくの如き意味における歷史的綜合と地理的綜合との上にたつた全體主義的な綜合體原理であらねばならぬと考へられる。

新體制思想の中には、なほ依然として自由主義思想の殘滓を脫け切らぬものがあると批評するものもある。また極論するものは、新體制思想の中に、左翼思想の流れが潛んでゐると批判するものもある。これらは何れも、正しき新體制を誤解または曲解するものであるが、併し新體制思想の或るものゝ中には、確かに自由主義の誤解を免れがたいものを散見する。それは具體的には主として謂はゆる協同體思想の片鱗の隱見するところから來るやうである。東亞協同

體といひ農村協同體といひ、消費者協同體といふ主張の散見するものこれである。こゝでは協同體思想の批判を詳論する餘裕はないが、たゞわれ〳〵の到達した結論によれば、協同體思想は左翼思想とまでは言へないにしても、少くとも近世的原理の個人主義・自由主義・平等主義の原理にたつことは確かである。こゝからは決して新體制の指導者原理は出て來ない。新體制はかゝる近世的原理を超克するものである以上、協同體思想は潔くこれを止揚せねばならぬ。然らざる限り、新體制に對する一部の誤解を拂拭することは困難であらう。

六　世界原理としての指導者原理

新體制の指導者原理は、二重の意味において、新たな世界原理として成立する。その第一は恰かも民主的原理が近世の世界原理をなしてゐたといふ場合と同じく、世界のすべての國民または國家において、あらゆる國民生活または國家生活の部面において、新たな生活原理としての指導者原理が成立するといふ意味においてゞある。むろん指導者原理がこの意味の世界原理となるためには、近世の民主的原理もさうであつた様に、各國の國民的な特殊性に卽應して、それ〴〵に特殊化されねばならぬ。併しそこには依然として一般的な共通性を有するものがあり、指導者原理はこの一般性において世界原理となるものである。

これとは全く別の意味において、卽ち世界諸國間の新たな國際關係を規定するといふ意味において、指導者原理はまた新たな世界原理とならねばならぬ。そしてこの意味の指導者原理もまた、中世的な世界原理と近世的な世界原理との綜合的發展として成立するものである。

さて歐洲戰後の世界經濟は、別に詳論する如く、謂はゆる廣域經濟の方向に發展するものと見られるが、この廣域經濟の指導原理または根本理念が、卽ち新體制の指導者原理によるものである。廣域經濟は多數の國民經濟の綜合的統一體として成立するものであるが、この場合の多數の國民經濟は、いかなる原理によつて綜合せられ統一せられるか、こゝに指導者原理が採りあげられる。

まづ廣域經濟を構成する諸國のうち、特定の客觀的條件ことに一定の歷史的發展段階に達する國は、その廣域經濟の指導的地位を有する指導國として存在する。指導國はその創意と責任において、全體としての廣域經濟の綜合的な統一的活動について、その中心となり推進力とならねばならぬ。指導國は決して强權をもつて他國を支配するものではなく、また自國の利益の

みに廣域經濟を利用するものでもない。綜合的統一體としての廣域經濟全體のために、その指導的職能を果すに過ぎない。けれどもそれは決して自國の經濟的發展を齎らす結果となるものではなく、同時に自國の經濟的發展を期すると同時に、全體としての廣域經濟を發展せしむるためにこの指導國の指導に協力して、それ〴〵自國の經濟的發展を期すると同時に、全體としての廣域經濟を發展せしむるために、それ〴〵の地位と特殊性に卽應して、その協力的職能を果さねばならぬ。指導國と協力國との間には、支配と隷屬との代りに、指導と協力の關係が成立し、協力國は政治的には獨立國として存立しうべく、何ら横合から他國の干渉をうけるものでない。たゞ綜合的統一體としての廣域經濟のためには、上からの全體的指導を受けて、積極的に之に協力せねばならぬ。この關係は恰かも、國內新體制の指導者原理について考へたると同樣に考へることが出來る。

世界新體制の下では、萬邦おの〳〵その處を得て、それ〴〵の地位と特殊の職能において、世界の平和と人類の福祉に貢獻しうべく、之を達成せしむることが、卽ち指導國の有する責任である。

七　自由原理と征服原理の超克

さてかゝる世界新體制の原理としての指導者原理は、從來の近世的な世界原理を超克して、之に取つて代るべきものである。近世の世界原理は、國內體制の民主的資本主義から必然に規定されて、具體的には二つの形態をとつて現はれた。一は自由主義の國際經濟であり、他は侵略主義の植民地經濟である。資本主義は他の資本主義國に對しては、自由貿易を基調とする自由な民主主義的の國際經濟を成立せしめるが、他方では非資本主義國に對して、謂はゆる帝國主義的侵略を敢行して、之を植民地として領有し、本國と植民地との間に、特殊の植民地經濟を成立せしめる。この本國の利益のために統一されたる植民地經濟を基底として、その上に資本主義國としての本國同志の間に、民主的原理にたつ自由主義の國際經濟が成立して、今日までの近世的な世界經濟を構成しつゝあつた。

然るに最近に至つて、民主的な自由主義の國際經濟は、世界各國の國內體制の一變したために、全く崩壞し盡して、自由貿易は統制貿易または計畫貿易となりつゝある。他方に植民地經

濟もまた、それ自身に內在する矛盾のために、殆んど全く崩壞して、今まさに植民地解體の危險に直面しつゝある。かくして近世的な世界舊體制は解消して、こゝに新體制としての廣域經濟を成立せしめるわけであるが、このことは卽ち近世の資本主義的な世界原理に代つて、新體制の指導者原理が新たな世界原理として登場したことを意味する。指導者原理においては、各國が全く平等の立場において、自由主義の國際關係を成立せしむるものでもなく、また本國の利益のために隷屬的な植民地の搾取を許すが如きこともあり得ないからである。

國際關係における指導と協力との關係は、言ふまでもなく、かの中世におけるが如き征服による支配と、屈服による隷屬との關係ではない。中世的體制の根本理念は、さきに述ぶるが如く個體の滅却による全體主義であり、從つて專制的な獨裁主義とならざるを得なかつたが、今この中世的原理を世界原理として擴張する必然の結果として、世界征服の原理すなはち單一國家の領土擴張による一大帝國の成立とならざるを得なかつた。これ卽ち中世の世界原理である。

近世の世界原理としての國際自由主義は、全く右の對立物として發展したものであるが、その近世原理の對立物として發展した新體制の指導原理は、言ふまでもなく中世の征服原理に逆轉するものではない。そこでは支配と服從または征服と隷屬との代りに、指導と協力との關係

が存するに過ぎない。指導國と協力國とは、互に領土を保全して、主權を尊重し合ふ所の獨立國であり、たゞ各國の異なる地位と特殊性において、全體のためにそれ〴〵の異なる職場を分擔するに過ぎないからである。

かくして古代または中世の征服原理と、近世の利己的自由原理と、その何れをも超克し、その何れものの發展的解消の上に、新たな綜合的發展段階として登場し來る世界原理は、卽ち新體制の指導者原理に外ならぬ。

新體制の指導者原理は、およそ一切の個體と全體、または個人と團體との關係を規定する根本理念である。小にしては家族と家との關係、團體員と團體との關係、組合員と組合との關係から、大にしては個人と社會との關係、國民と國家との關係、國家と世界との關係に至るまで、これら一切の關係を貫通する根本理念であり、更にまた一つの個體または個人の內面的構成における部分と全體との關係、肉體と精神との關係、小我と大我との關係より、物と心との關係、主觀と客觀との關係、萬物と宇宙との關係に至るまで、およそあらゆるものに對する考へ方、ものゝ見方における世界觀の新原理といふことが出來るであらう。

第三章　日本新體制の特殊性

一　新體制の一般性と特殊性

およそ一つの時代を劃するほどの新原理は、必らず一方では、世界原理としての一般性において成立すると共に、他方では、國民原理としての特殊性において、卽ちそれ〴〵の具體的なる國家または國民によつて、著しく特殊化せられて、現實の歴史を展開するものである。

今日までの近世的原理について見ても、その個人主義・自由主義の民主的原理は、一つの世界原理としての一般性において、殆んどすべての世界各國に瀰漫したものである。吾國の如きは、その本來の國民性においては、之とは相當に距離の存するものゝあるに拘らず、尙かつ多分に個人主義と自由主義とを採り入れて、その近世史を劃することゝなつた。併しながら此の場合にも、吾國は決して諸外國の民主的原理をそのまゝに採り入れたものではなく、多分にこれを日本的なるものに特殊化して、近世日本の國民原理となしたことは、すでに周知の事實である。卽ち近世の民主的原理もまた、その一般的なる世界性において成立すると同時に、その特殊化されたる國民性において、具體的に發展して來たものである。たゞそれが元來は歐米的なるものとして、歐米において發祥し且つ發展したものであることもまた、疑ひ得ない所である。

同じことは中世の獨裁主義・專制主義の封建的原理についても、ほゞ同樣に言ふことが出來る。封建的原理は中世における一般的な世界原理として、世界各國においてほゞ同樣に成立した。歐羅巴の如きは元來個人主義・自由主義のつよい國民性であるに拘らず、なほかつ中世期にあつては、之と全く對蹠的な專制主義と獨裁主義が各國を支配したのであつた。併し他方にはまた、各國の封建的原理にはそれ〴〵の特殊性があり、ことに東洋の封建制と西洋のそれとの間には、著しき相違の存したことも明らかにされてゐる。それにも拘らず、われ〳〵は之を一般的に、中世的原理として觀念しうるほどの一般性をもつてゐた。たゞそれが多分に東亞的なるものであつたことも、否定することは出來ないやうである。

こゝでわれ〳〵は歷史の不可思議を想はざるを得ない。近世期の如く世界交通の盛んに行は

るゝ時代において、世界原理の一般性は容易に考へ得られる所ではあるが、古代または中世期の如く、ことに當時の東洋と西洋の如く、その間に文化交通の殆んど全く存在しなかつた時代において、尚かつ世界原理の一般性は成立して、西洋に封建制の存在した時代には、その傳來または影響とは獨立して、東洋にも亦ほゞ同じ封建制が、全く別個に獨立に成立してゐたのは何故か、これは歷史の不可思議でもなく、偶然でもなく、一應は理論的に生產力の發展をもつて說明しうる樣である。なるほど生產力の發展段階に應じて、その社會組織が決定されるとすれば、同じ生產力の發展段階では、洋の東西を問はず、同じ封建的原理が成立しうると考へられるからである。併しながら、然らばその生產力の發展が、何故にほゞ同じ時代に同じ段階にあり得たものか、この說明は理論的には不可能である。こゝに歷史の偶然と不可思議は、依然として殘る樣である。所詮は人類の歷史は、その空間的相違に拘らず、時間的にはほゞ一致した段階を作ると考ふるの外はないか、然らば近世期の文化交通による影響や傳來も、結局は一つの刺激を與へまたは促進を促がすものに過ぎず、そこには本來的にそこに進むべきものがあつたからではないか、これなくしては、世界原理の一般的に成立しうる根據は、存在しないのではないかと思はれる。

ところで新體制の指導者原理についても、今日ではまだ完全な意味においてゞはないが、世界原理としての一般性は、すでに或る程度に成立してゐる樣である。われ〳〵は最初に、當面せる世界史の轉換期における世界的要請としての新體制を論じ、次いでこの新體制の根本理念としての指導者原理を論じたが、これらは實のところ世界原理としての新體制の一般性についての考察であつた。具體的なる現實においては、新體制はすでに日・獨・伊その他の諸國において成立しつゝあるから、これのすべてを通ずる一般的原理の考察は、可能でもありまた必要でもある。併しながら新體制の具體的實踐は、何れかの國家または國民において、その國家の特殊性に卽應して、著しく特殊化されたる形態において、成立せねばならぬ。ことに國家的特殊性の極めて强い吾國の新體制は、むろん獨・伊の指導者原理との間には、互に共通する一般性の存することも疑ひ得ないが、併しまた他方では、極めて强い特殊性において、言はゞ日本獨特の新體制として、成立せしめねばならぬことも極めて重要な點である。

二　新體制の日本的性格

新體制の指導者原理は、その世界原理としての一般性においても、われ〳〵の見る所では、極めて日本的性格または東亞的性格のつよいものと云へる。こゝでは先づこの點を明らかにしようと思ふ。

さきにも述ぶるが如く、新體制の根本理念は、かの近世的原理としての個人主義・自由主義の民主的原理を超克して、之に取つて代るべきものである。然るに元來この近世の個人主義・自由主義ことにその民主的原理に至つては、甚だしく吾國の國家性および國民性と相容れないことは周知である。それ故に若しも吾國がこの近世的原理をそのまゝに採り入れたとすれば、わが國體の尊嚴は犯され、わが國家の特性は喪はれたであらうほどに危險であつた。幸にも事こゝに至らずして、この近世の危機を免れることの出來たのは、よくこの近世的原理を特殊化して、わが國家の特殊性と調和しうる形態において之を採り入れることが出來たからであつた。

それにも拘らず、稍ふもすればこの民主的原理の勃興のために、わが國體または國家の尊嚴の脅やかさるゝことが、一再ならず起つて來た。帝國憲法は謂はゆる欽定憲法として、諸外國の民主的原理にもとづく憲法とは、全くその類例を異にするものではあるが、併し之に對しても、徒らに民主的解釋を加ふるにおいては、わが國家の特殊性と矛盾するの結果とならざるを保し難い。かくして國體擁護または國體明徴の運動を蹶起せしむることゝなつたが、併し苟くも近世自由主義の民主的原理にして存在する以上は、吾國は不斷にその獨特の特殊性を脅かさるゝ危險に曝されてゐる。これは吾國として誠に不安であり、國民は之に對して不斷の注意と努力を拂つても、尚ほかつ足らざるの憾なしとしない。

然るに斯くの如き民主的原理が、新體制の指導者原理によつて超克せられ、新たな世界原理がそこに確定されたとすれば、そのこと丈けで、すでに新體制の日本的性格は、十分の評價に値するものと言へる。更に進んで積極的に新體制のもつ一般的性格がまた、著しく日本的性格を備ふるものと言へる。

新體制の根本理念は、個人主義に對する綜合主義、自由主義に對する統裁主義であり、また民主的原理に對する指導者原理である。然るにこの綜合主義および統裁主義ことに指導者原理における指導と協力との關係の如きは、最も日本的性格に合致する吾國古來の考へ方に近い。例へば吾國における國民と國家との關係または家族と家との關係に對する考へ方は、全く綜合主義的であり、また統裁主義的であり、その間には支配と服從の關係ではなく、指導と協力との關係が成立するものと考へられてゐる。これを表現する言葉は、なるほど時によつて相違す

ることはあつても、その根本理念においては、全く合致する所が極めて多い。

日本の家およびその擴大としての國は、決して之を構成する個人の協同的に集合したるものではなく、個々の構成員を脫越する一段と高き高次的存在と考へられてゐる。この高次的存在としての國または家に對して、すべての個人は綜合的に吸收せられ包攝せられて、その中に沒入してしまふが、併しそれによつて個人は決してその存在を失つたのでもなく、その價値を犧牲にしたのではない。却つてより大なる自己を實現し、より高次の價値を實現してゐるからである。家または國は、決して自由獨立の個人が、たゞ横に左右の連繫において協同體を作つたものではなく、より高次の存在に對する縱の上下關係において、全體としての綜合體を作つてゐるものである。

かくの如き綜合體原理こそ、日本の家または國に對する在來の考へ方であるが、新體制の根本理念もまた之に外ならぬ。日本の家または國をもつて、たゞ個人の協同的に集合したる協同體となす考へ方は、依然として個人主義・自由主義の民主的原理より見たるものであつて、未だ日本的性格の核心を把握しえないものと言はねばならぬ。

世界原理としての指導者原理もまた、征服によらず支配によらず抑壓によらずして、萬邦おの〳〵その處を得て、その地位とその職能において、世界の平和と人類の福祉に寄與せしめんとする吾國古來の八紘一宇の精神と、多分に相通ずるものがある。たゞ萬邦をして各々その處を得せしめるためには、特定の條件を備ふる國家が、之を指導し嚮導して行かねばならぬ。この意味において新體制の世界的原理は、かの中世の征服原理や近世の植民地侵略に比して、多分に日本的性格を含んだものと言はざるを得ない。

それ故に新體制の一般性が世界原理として確立されることは、多分に日本的なる世界の成立することである。吾國は近世期を通じて、不斷にその特殊性を脅やかされつゝ來たが、この世界史の轉換によつて、初めて世界大の國家防壘を築きあげることが出來る。むろん日本の新體制は獨特のものでなければならぬが、併し世界の各國が、互に相近き新原理に據つて立つことは、限りなき日本の幸福である。われ〳〵はこの意味において、いよ〳〵日本の世界の接近したことを喜ばねばならぬ。

三　吾國の國體と新體制

日本の新體制が獨・伊その他の新體制と、互に共通する一般性を有しながらも、また著しき特殊性を有して、日本的性格をつよく有たねばならぬことは、何よりもまづ、日本の國體の特異性から來るものである。わが國の國體が、獨・伊は固よりその他のすべての國とも、根本的に相違する獨特の特殊性と優秀性を具有する所以は、あらゆるものを超越する絶對的なる　皇室を奉戴せる點にある。この點において、等しく新體制といひ指導者原理とはいつても、彼我の間には、根本的の相違が存しなければならぬ。

指導者原理における現實の政治指導者として、我國の總理と獨逸の總統とを比較しても、その地位と職能との間に根本的の相違の存することは明らかである。吾國の總理は　天皇の大命を奉じて指導者の地位に任じ　天皇の御親政に對する輔弼の責任を有してゐる。政治指導者としての總理は　天皇の御信任によつてその地位につき、指導者としての輔弼を誤らざるの責任を　天皇に對して負ひ奉ると同時に、國民に對しては、その指導者としての職能における政治指導を誤らざるの責任を負ふことゝなる。總理がこの責任を果しえず、その指導者政治を誤るが如きことある場合には、上は　天皇に對して責任を負ひ奉り、恐懼して闕下に骸骨を乞ひ奉らねばならぬ。同時に國民に對してその指導を誤りたる責任を明らかにせねばならぬ。そこで

大命は新たな總理に降下し、政治指導者は交迭して　天皇の御親政は新たな輔弼責任者の下に、現實に實踐せられて行くことゝなる。

然るに獨逸の總統にあつては、全く吾國の總理とは異り、彼れ自身一國の最高指導者として、寧ろ國民多數の信賴によつてその地位につき、その信賴のつゞく限り、最高指導者の地位を保持する。たとひ彼れが指導者としての政治を誤りたりとするも、國民多數の信賴のつゞく以上は、卽ち彼れ以上に國民の信賴を獲得せる新たな指導者の出現しない以上は、最高指導者としての彼れの地位は持續することゝなる。これらの點において、彼我の指導者政治は、全くその性格を異にするが、その根本は國體の相違に淵源するものである。

吾國においては　天皇御親政の意味において、政治の最高指導者は　天皇に在すとより考へられない。總理は　天皇の御信任により、大命を奉じて、その下に政治指導者となるに過ぎない。總理の行ふ政治指導は　天皇の大命降下によつて定まれるその職場において、總理としての職能として之を行ふものであり、この意味において總理の指導者政治は、國民としての『臣道實踐』の一つである。

吾國の總理は國民の先導にたち、率先して『臣道實踐』としての國民の指導に任ずる。國民

はその職場々々において、この總理の率先的指導に協力し追隨して、それ〳〵の『臣道實踐』に精勵する。これは恰かも宮城遙拜の式典において、總理以下すべての國民が、おしなべて宮城の方向に向つて奉拜するかたちである。吾國では總理といへども、決して南面して國民に向つて立つのではない。國民と共に北面して　皇室を奉拜するのである。たゞ總理は國民の先頭に立ち、國民に率先して臣道を實踐するといふ意味において、國民の指導者たりうるに過ぎない。

指導者原理における指導者は、上は國民の指導者としての總理から、下は一團體または一組合の指導者に至るまで、すべて國民または組合員に向つて、これと對立してその指揮棒を揮ふのではなく、國民または組合員と共に、これと同じ方向に向つて立ちながら、その指揮棒を揮ふのでなければならぬ。その意味は、大小何れの指導者といへども、決して自己のために指導をなすのでなく、自己または組合員よりも上位の高次的存在に對して、その指導をなすに過ぎないからである。この上位の高次的存在は、直接には全體としてのその所屬の團體であるが、間接には更により上位の高次的存在に遡り、次第に向上して、結局は國家に歸一し、吾國においては　天皇に歸一するものである。

四　臣道實踐と萬民翼贊

『臣道實踐』は吾國における新體制の根本精神である。指導者原理によつて指導するものも、協力者として之に協力するものも、臣道として之を實踐する點では、少しの相違もない。またあらゆる團體あらゆる階層において、指導者として國民または團體員を指導するものも、上は總理より下は組長に至るまで、すべては臣道の實踐として指導をするのでなければならぬ。

それのみではない。指導者はその『臣道實踐』において、他の一般國民に率先し、多數の先頭にたつて自ら實踐の模範を示すことにより、他を指導してゆかねばならない。それだけ指導者の責任は重大であり、上に對しては、その團體員を指導し督勵して、その臣道の實踐をして、誤りなからしむの責任を有し、この責任を果し得ざる場合には、彼れはその指導者の地位を去つて、之を他の適任者に讓らねばならぬ。これまた臣道實踐の一つである。指導者はまた上に對して指導者としての職能奉仕の責に任ずるのみならず、その團體員または組合員に對しては、協力者として職能奉仕を誤りなく實踐せしむるの責任をもつてゐる。これは決して指導

者の命令または强壓によつてではなく、その率先的なる自己の實踐によつて、一般員を推進せしめ引きづつて行くのでなければならぬ。

一般員もまたそれ〴〵の職場において、『臣道實踐』としての職能奉仕をなす點において、指導者と何ら異なるものではない。たゞ彼れがその職能奉仕をなすに當つては、よくその指導者の指導に協力しつゝ之をなすのでなければ、全體として有效なる職能奉仕をなすことは出來ない。この點に指導者原理の特質があるのであつて、職能奉仕をたゞ個人の自由に勝手に實踐するのであれば、それは個人主義・自由主義と何ら選ぶところはない。また職能奉仕をたゞ指導者原理の下に實踐するといふだけならば、それは獨・伊の新體制と何ら異なる所はない。その全體のための職能奉仕を、指導者原理の下に、『臣道實踐』として行ふところに、吾國獨特の新體制が存するわけである。

『萬民翼贊』もまた、吾國獨特の國體より來る日本新體制の特質であると言へる。天皇の御親政に對し奉りて、總ての國民は日常のそれ〴〵の職場において、各々の職能を奉仕することによつて、御親政を翼贊し奉ることが、吾國の特質だからである。萬民翼贊は議會翼贊に對する言葉ではあるが、無論二つの翼贊政治における政治の意味は、全くその內容を異にする。議會の翼贊については姑らく後の問題として、萬民の翼贊政治といふ場合には、その政治は極めて廣い意味の政治であつて、萬民がその日常の職場において、それ〴〵の職能奉仕をすることが卽ち政治することである。それ以外に萬民は特別に政治するわけではない。之を誤解して、萬民翼贊はすべての國民が政治家となることであるなどゝ考へては、全くその眞意を沒却することゝなる。

元來わが國語の政治は『まつりごと』であり、それは『祭りごと』を意味して、こゝに祭政一致となることは周知であるが、そのまつりごとは『まつらふ』ことであり、それは『たてまつる』（奉る）ことを意味し、奉仕を意味してゐる。卽ち奉仕は『まつりごと』であり政治であるから、萬民の職能奉仕は、萬民翼贊の政治とならざるを得ない。たゞ新體制の下でも、この意味の政治の外に、狹義の政治すなはち議會翼贊の政治の存すること言ふまでもない。

五　强力政治と一國一黨

新體制の指導者政治が、舊體制の民主的政治と著しく異なる一つの點は、それが强力政治を

遂行しうる點にある。最初に論ずる如く、新體制の世界的必然性の一つもこの點にあり、吾國の國家的要請の一つもまた、この强力政治の遂行を要求するにあつた。たゞこの强力政治は、たゞ上からの强壓を無暗に加ふるだけでは、決して成立しうるものではなく、之と共に下からの責任ある協力政治を伴ふのでなければ、實踐を齎らし得るものでないことは、前にも指摘した所であつた。

それ故に强力政治といふだけでは、世界新體制のすべてに共通する一般性といふことが出來る。たゞこの强力政治を如何にして實現しうるかの方法の點において、各國はそれ〴〵その國の特殊性に卽應して、著しき相違を示して來る。こゝに問題とするのは、この點に關する吾國の特殊性如何の問題である。

この點に關する獨・伊の特徵は、いづれも一國一黨の體制を採つて、この黨による强力政治の遂行を期しつゝある點にある。卽ち周知の如く獨逸のナチス黨、伊太利のファシスト黨は、いづれもその存在を許されたる唯一の政黨として、國民の各層各階より最も精銳な推進力ある分子を簡拔して黨員となし、この黨員がそれ〴〵その階層における推進分子として活動するから、最も强力なる政治を行ふことが出來るわけである。

吾國でも早くから强力政治を主張しつゝあつた人々の間には、一國一黨論を强く主張する一派もあつた。また理論的に考へても、單に强力政治を要請するといふ立場から言へば、恐らく一國一黨をもつて最も有力な方途であるとも考へられる。然るに吾國では、いかに强力政治を要請するとは言へ、一國一黨論は吾國の國體に適しないものとして、最も明白に近衞首相によつて指摘されてゐる。いまその主張ならびに論據を見るに次の如く言はれてゐる。

『國民組織とくに政府によつてなさるゝ國民組織の運動が、政黨運動の形をとるべきものでないこと上述の如くであるが、さればといつて謂はゆる一國一黨の形をとることもまた、到底許されぬ。何となれば一國一黨は一つの「部分」をもつて、直ちに「全體」となし、國家と黨とを同一視し、「黨」に反對するものをもつて、國家に對する反逆と斷じ、「黨」の權力的地位を恒久化し、黨首をもつて恒久的なる權力の把持者となすことを意味するからである。かゝる形態が他國において、いかに優秀なる實績を示したりとはいへ、その形態を直ちに日本において認むることは、一君萬民のわが國體の本義に悖るものといふべきである。吾國においては、萬民齊しく翼贊の責に任ずるのであつて、一人もしくは一黨が權力によつて翼贊を獨占することは絕對に許されぬ。』

なるほど一國一黨が斯くの如きものであるならば、また事實これを一國の制度として認むるならば、恐らく右の如きものとなる危險の多いものであるが、然らばこれは吾國の國體と相容れざること、近衞首相の主張せらるゝ通りである。故に獨逸や伊太利の如き意味の一國一黨は、吾國においてはその存在を許されざることは言ふまでもない。たゞ事實において一國一黨が成立して、これが必ずしも政權と關係なく、たゞ從來の諸政黨の合同せるものに過ぎない場合は、問題は多少異るであらう。議會翼贊政治と萬民翼贊政治とは、その政治の意味を異にすること、前述する通りであるからである。

何れにせよ、吾國では獨・伊の如き一國一黨は許されず、從つて强力政治の推進力は之を他に求めねばならぬ。これを「黨」とすることなく、「會」とした所以はこゝにあるが、それだけ强力政治の推進力は弱められるわけであるから、何等か他の方法によつて、之を强める工夫を必要とするが、何れにせよこの點においても、吾國の新體制のもつ特殊性は、わが尊嚴なる國體に淵源し、極めて重要なるものであることが明らかであらう。

第四章　新體制の大學への課題

一　反省と實踐

新體制の大學への課題は二重である。一は大學自體が一つの國家機關であり、社會的存在の一つであることから來る。教育機關であると同時に研究機關である大學は、今日の新體制運動に卽應して、大學自體の新體制につき、それ自らを反省しかつ實踐せねばならぬ。從來の大學はその教育においても研究においても、或は教學一體の意味においても、必ずしも理想的の存在といふことは出來ないであらう。之に對して不斷の反省と改新とを加ふべきことは勿論であるが、今日の如き機會において、特に强く自らを省み、改むべき點は、憚る所なく實踐に移して行かねばならぬと思ふ。

この意味における新體制の課題は、すべての大學人への課題である。自然科學たると人文科

學たるとを問はず、教官たると學生たるとを問はず、すべての大學關係者は、自らの問題として之を考へねばならぬ。學生指導の精神と方法において、學問研究の方法と效果において、從來の大學には考ふべき多くの問題が山積してゐる樣である。それは一般的には教育新體制の問題であり、また研究新體制の問題ではあるが、併し斯樣な一般的な他人ごとゝは考へず、自らの問題として採りあげねばならぬ。

新體制は國民各自がそれ〳〵の戰場において、國家生活に參與することである。從つて新體制は新體制方法において、國民各自が自らの問題として考へねばならぬ。この意味において新體制は反省であり、實踐である。それ〳〵の職場において自ら反省し、自ら新體制を實踐するのでなければ、その實現は望み得ないであらう。

二　修練と教學

元來わが國の教育制度は、個人主義・自由主義の近世期において成立したものであるから、下は小學教育から上は大學教育に至るまで、極めて個人主義的であり、また自由主義的であり、教育をもつて立身出世の手段と考へる結果は、必然にさうならざるを得ない。この傾向は下級學校より上級に至るに從つてます〳〵甚だしく、小學教育はまだ〳〵善い方であるが、中等教育ではすでに明らかとなり、高等教育から大學教育に至つては、殆んど全く眞の教育は存しないと言つても、過言ではない有樣であつた。

大學教育は片々たる知識教育と墮して、國家樞要の人物を養成し、國民指導の役割を負ふが如き人材を作り出すことは、甚だ困難なる狀態であつた。この傾向は自然科學よりも人文科學において、殊に著しく法・經の部門に現はれてゐた。今日の法・經における最大の要請は、將來の國民を指導して國家の進運に貢獻しうる人物の修練にある。

人物の修練にはむろん最高の知育を缺くべきではない。むしろ之を中心として、たゞこの最高の知育を眞の學生のものとして體得せしめねばならぬ。この點において從來の大學は單なる知識教育として見ても、新たな工夫を要する點が極めて多い。

併しながら、單なる知育のみをもつては、むろん國家樞要の人物修練は出來るものでない。最高の知性の練成を中心として、德性の練成を完成する修練道場として、大學教育は營まるべきものであらう。この點において、今日の大學教育は、何よりもその個人主義的教育と自由主

義的教育を超克せねばならぬ。之に代ふるに國家主義的教育と團體統裁主義の教育を興すべきである。殊に法・經の部門においては、元來が國家科學(Staatswissenschaft)であるに拘らず、吾國では之を國家科學として意識するよりも、寧ろ自然科學的に意識する傾向が極めてつよい。何れにせよ、今日の大學では、も一つ強く團體意識を高揚し、集團練成を强化せねばならぬと思はれる。

併しながら大學が修練道場に化することは、他方における學問の研究と相剋すべきでない。國家に對する大學獨特の職能は、實にこの學問研究の機關に存するのであるから、この機能が阻害される樣では、如何に修練道場として完成されても、それは大學の一半を成したに過ぎない。併しながら實のところ、この二つは決して矛盾するものではなく、また分離しうるものではない。すでに最高の知性は、最高の德性修練にとつても不可缺であるが如く、修練道場として完成されるためには、同時に學問研究の機關としても完成されねばならず、研究機關として完成されるためには、同時に修練道場として完成されねばならぬ。研究といひ教育といふも要するに人の問題であり、その人において教と學との綜合統一は完成せられ、その人はまづ國家人として完成されねばならぬからである。かくてこそ初めて教學一如の大學教育が確立されるわけである。

研究機關としての大學もまた、從來は餘りに個人主義的研究であつた。ことに法・文・經の部門においては、學問の性質より來る相違もあるが、その業績は殆んど個人々々の個別的業績であつた。之を何等かの綜合的計畫の下に、全體としての研究能率を國家的に發揮しうる方法を考察することが、今日の大學に課せられた一つの問題である。

三　研究對象としての新體制

併しながら新體制の大學への課題には、尙一つの重要な問題がある。大學における研究對象としての新體制これである。大學はその最高の知性において、この新たな現實の問題を採りあげ、それ自らの研究對象として之を取扱はねばならぬ。この意味では、之は必ずしもすべての大學人への課題ではなく、主として人文科學に關する教官および學生への課題である。

新體制に含まるゝ問題には、周知の如く政治新體制・經濟新體制・文化新體制等々があり、また是等を一貫する根本理念の問題がある。政治・經濟・文化の諸問題は、綜合大學の人文科

學において、その研究對象および教育内容として、綜合的に研究せられ教育せられつゝある筈のものである。今日の新體制運動が、一つの國家的要請として、現實に客觀的の事實として現はれた以上は、自らの研究對象として之を採りあげることは、また大學に課せられた國家的任務の一つと言はねばならぬ。

たゞ大學における研究と指導は、どこまでも國家最高の知性において、大學獨自の立場において行はねばならぬ。大學は宣傳機關でもなければ、政治機關でもない。世俗の便乘主義や追隨主義に墮することなく、獨自の立場と最高の知性において、政治家の行ふ新體制運動に對して、之を誤りなく推進せしむるだけの建設的批判と指導的役割とを果さねばならぬ。こゝに大學獨自の國家的任務がある。

併し大學の有する指導的・實踐的役割には、自らそこに一定の限界がなければならぬ。大學はどこまでも研究の範圍と教育の範圍とにおける實踐に止まるべきであつて、街頭の政治運動としての新體制を實踐することは、教官としても學生としても、大學人としては避くべきである。ことに學生諸君は將來の新體制を指導し實踐すべき青年として、これに對して多大の關心を有すべきことは當然であるが、併しそれはどこまでも將來の實踐の準備としてゞなければならぬ。

四　新體制の研究問題

大學における研究對象または教育内容としての新體制の問題は、すべての人文科學の全分野を蔽ふと言つて差支ない。綜合大學においては法・文・經・農の各學部にわたり、學問的には政治・經濟・文化の各部門にわたる。ことに今日最も重要な點は、これら諸部門の個別的研究よりは、寧ろその綜合研究にある。政治と經濟と文化は、今日の現實では綜合的一體として生活せられ實踐せられつゝあるからである。こゝでは是等に關する諸問題を網羅的に列擧する餘裕はないが、たゞ學生諸君の便宜のために、主要なる研究問題を例示的に擧げておく。

第一に、新體制に關する一般的理論的の問題としては、

（一）新體制の客觀的必然性
（二）新體制の一般的根本理念
（三）新體制の世界史的意義

（四）新體制の日本的課題

（五）日・獨・伊新體制の一般性と特殊性

右の如きは、政治・經濟・文化の諸部門を一貫する理論上の問題として、ことに大學獨自の見地において研究し、大學における研究の特色を發揮する上に重要である。世上に散見する新體制の試案には、主觀的・獨斷的のものも少くないが、大學における研究は、最も客觀的妥當性を有するものでなければならぬ。

第二に、政治新體制に關する問題としては、

（一）新體制と憲法との關係

（二）新體制と議會および選擧制度

（三）新體制と地方制度

（四）新體制の强力政治機構

（五）新體制の協力政治機構

右の如きが主要な課題となり、それ〳〵がまた多くの問題を包含するであらう。政治新體制は結局においては、他のより高度の目的を達するための手段ではあるが、併し最も前提的な最初のものであるから、今日我が國の現實の問題となつてゐるのは、すべて政治新體制の問題に止まつてゐる。

第三に、經濟新體制の問題としては

（一）新體制の經濟的理念

（二）企業新體制の問題

（三）組織新體制の問題

（四）經濟行政機構の新體制

等があり、更に產業部門別には

（一）農業新體制

（二）工業新體制

（三）商業新體制

（四）金融新體制等がある。

新體制に對する國家的要請は、高度國防國家の完成に必要な生產力の擴充にあるから、經濟新體制の實現を見るまでは、新體制運動の實效を期待することは出來ないわけであるが、併し

今日の現實では、まだ全くこゝにまで新體制の手が及んでゐない。今日において之が研究を進めることは、現實の實踐に對する建設的な指導的役割を果す上に、極めて重要なことであると思はれる。

第四に、文化新體制は宗教・哲學・教育・藝術その他を包含する最も廣範圍の部門である。

(一) 新體制の哲學的根據
(二) 新體制の思想的根據
(三) 宗教新體制の問題
(四) 教育新體制の問題
(五) 狹義文化の新體制

等々、多方面の問題を包含するであらう。

新體制の客觀的必然性より見て、哲學・宗教・道德・思想・教育の問題が、最も根本的な意味を有するに拘らず、現實の新體制運動は、まだ〳〵是等の諸問題とは懸け離れた所に彷徨してゐる狀態である。

すべての大學人ことに若き學生諸君が、最大の關心をもつて、この新たな大學への課題に應へられんことは、眞摯な學者または學生として、まことに望ましきことゝ思はれる。

第五章　文化新體制の諸問題

一　資本主義文化の超克

文化新體制の理念もまた、新體制一般の根本理念から遊離しうるものではない。もと〳〵文化なるものは、人間社會の上層的な精華であるから、社會の下層的な根幹をなす政治經濟の體制と離れては、成立しうるものではない。この意味では政治經濟の新體制さへ確立されゝば、文化の新體制は自然にそこに成立するに至るであらうとも考へられる。併しまた社會の文化こととに思想・教育・宗教の如きが、その社會の政治經濟機構を動かす力も極めて強いことを考へれば、文化新體制の自然發生的な成長を待つてばかりはゐられないであらう。

近世文化の燦然たる精華も、結局するところは、近世社會の根本理念としての近世的原理の上に咲き誇つたものである。この近世的原理は周知の如く個人主義・自由主義の上にたつて、

政治的には民主主義となり、經濟的には資本主義となつてゐたものであるから、近世文化もまた著しく民主的であり、資本主義的であつたことは、極めて當然といはねばならぬ。

新體制はこの近世的原理としての民主主義や資本主義を超克して、新原理の社會を打ち建てんとするものであるから、その下における文化體制もまた、民主的文化または資本主義的文化の超克の上に、新たなものとして打ち建てられねばならぬ。今日の近世文化は、その經濟的地盤としての資本主義の行き詰りと共に、文化そのものゝ行詰りを來たして、もはやそのまゝでは將來の新體制における世界文化として、その生命を維持し得ないところまで來てゐる。そこで文化新體制の必然性は、二重の意味において認められる。一は文化の社會的根據としての政治經濟から、一は資本主義文化そのものゝ行詰りから來る。

こゝでわれ〳〵は先づ、近世の資本主義文化の特質と、その行詰りの意味について考へねばならぬ。文化新體制もまた他の政治經濟の場合と同樣に、決して主觀的・獨斷的に創成さるべきではないからである。一たい近世文化の特質として、われ〳〵は何を指摘しうるか、また何故にそれは資本主義文化であり得たか。

言ふまでもなく文化の獨自性は、文化價値の獨自性に求められねばならぬ。文化價値は政治

價値または經濟價値とは全く獨立に、それ自身の價値判斷において、全く異なる價値範疇として成立すべきものと思はれる。むろんこの價値範疇の内容は、種々の意味において色々に相違しうるものであらう。まづわれ〳〵は、文化類型學の教ふる所に從つて、民族的なる文化類型の存在することを知つてゐる。東洋文化といひ西洋文化といふのもその一つであらう。これと同時に、われ〳〵はまた歷史的なる文化類型の存することをも知つてゐる。中世文化といひ近世文化といふは、その一例であらう。而かもこの歷史的なる文化類型と、民族的なる文化類型とは、必ずしも獨立に成立する別々のものとは考へられない。

近世文化が資本主義文化として特徵づけられるのは、その社會的な經濟的の地盤が、資本主義經濟であるといふばかりではない。むしろ獨自の價値範疇をもつべき文化價値が、資本主義の强力な經濟價値に壓迫せられ侵略せられて、それ自身の文化價値を喪ひつゝあるといふ所に問題がある。學問でも教育でも、宗教でも、藝術でも、すべてが經濟價値によつて評價せられ、すべてが商品化されて賣買される。繪畫は有價證券となり、學校は營利企業となる。こゝに資本主義文化の特質があり、同時に近世文化の行詰りもこゝにあるのでないか。

この意味においては、文化新體制の問題は、一應は近世文化の資本主義的羈絆から脫して、文化そのものゝ獨自の價値に立ち復へることから、出發するにある。獨自の文化價値を喪つた今日の資本主義文化を超克するのでなければ、文化新體制は出發し得ないであらう。

二　文化の創造的役割

およそ文化は、他のものよりも個人主義的であり、且つ自由主義的であるものゝ樣に見える。それ故に文化新體制とは言つても、他の政治または經濟と全く同じ意味において、直ちに全體主義的な統制を文化に加ふべきか否かは問題であらう。併しながら文化のかうした性格にも、種々の意味における限界がある。一方には社會的な限界があり、他方には歷史的な限界の存するを免れない。

文化は如何に個人主義的であり自由主義的であるとは言つても、結局はその社會の大きな制約からは自由であり得ない。從つてまた全く個人的ではあり得ない。むろん文化人その人の意識においては、その個人の自由意思によつて獨特の文化を創造してゐると考ふるに相違ない。また事實それに相違はないのではあるが、併し全くその個人の意識や希望や努力を超越して、

大きな社會的な制約によつて動かされてゐることもまた事實である。世界の諸民族がそれ〴〵に異なる類型の文化を創成してゐるのもそれであり、また資本主義社會の文化が資本主義文化として特徴づけられるのも、この故であると考へねばならぬ。

これはまた同時に、文化の歴史的制約を齎らすことゝならざるを得ない。かの中世の封建時代に成立した文化は、たとひ直接の意識では、如何にその個人の自由意思の作品ではあつたにしても、結局は中世文化の歴史的範疇を脱し得るものではない。宗教支配の時代に生活した藝術家は、宗教音樂を大成し、宗教繪畫を創成し、佛像彫刻を完成せざるを得なかつたのはこの故である。

近世文化の絢爛たる發展を齎らし得たのは、かくの如き中世文化の桎梏を超克して、一應は自由な天地に活躍し得たからであつた。しかし中世文化の超克は、決して文化人の個人的または集團的な努力や希望や心構へだけでは、決して完成されうるものではない。そこには文化の社會的根據となつてゐる政治經濟の轉換がなければならぬ。資本主義文化の超克もまた、文化人の文化新體制だけでは、決して完成され得ないであらう。併し資本主義文化の社會的根據もまだ現實には全く壞滅したといふわけではないが、今日すでにその崩壞を急ぎつゝあることも事實である。政治新體制や經濟新體制が世界史の轉換を意味するといふのは卽ちそれである。

文化人の鋭敏な感覺は、すでに之を看過してゐる筈はない。こゝに文化新體制の獨自の役割が與へられる。政治や經濟の新體制に便乘し追隨して、これに卽應した文化新體制を後から作つて行くだけでは、文化の創造的役割は果され得ない。文化は寧ろその鋭敏な感覺力によつて政治經濟の鈍感に率先して、新體制の創成における指導的役割を果すべきでないか、それが現實には必ずしもさうなつてゐないのは何故か。

文化は他方ではまた、極めて時代に鈍感であり、保守的でもある。一定の社會の成立した後には、その社會の維持にとつて必要な文化が生れ、その社會の存續に向つて努力し貢獻する。宗教社會の文化が、宗教文化となり、近世社會の文化が、資本主義文化となつたのも此の故である。結局するところ文化には互に矛盾する二面がある。社會の安定した時代には、保守的な一面が支配的となつて、その社會またはその時代の絢爛たる文化を完成するが、社會の變革期または轉換期にあつては、そのために文化の混亂を來たし鬪爭に導くが、併し結局は、その新たな社會的根據の上に、新たな文化を創成しつゝ進むことゝならざるを得ない。

三　文化新體制の理念

個人主義・自由主義の近世文化を超克して、新たしき文化體制を創成すると言つても、それは決して中世主義の封建文化に逆轉することを意味しない。中には中世文化の復興を主張する復古主義者もないわけではない。また新たに創造する文化體制には、多分に中世的なる精神的要素を取り入れるべきであらう。近世文化は餘りにも物質文化に偏向してゐるからである。併しそれは必ずしも中世文化の復活を意味しない。結局するところ新たな文化體制は、何れの時代でもさうであつた様に、近世文化と中世文化の綜合的發展の上に創成さるべきものであり、またさうならざるを得ないものであらう。われ〳〵には中世的な文化類型もほゞ明らかにされてゐる。近世文化の類型は、それよりも尚ほ明らかにされてゐる。すでに二つの文化類型が明らかにされてゐる以上、その何れをも超克しながら、而かもその何れをも包攝する綜合文化の類型もまた、全く考へられないわけではない。

かゝる文化の歴史的綜合はまた、同時に民族的・地理的なる文化類型の綜合を意味することとなる。大體に於て中世文化は東洋文化的であり、近世文化は餘りにも西洋文化的であつた。それ故に二つの文化の綜合は、同時に東西文化の綜合を意味することゝなる。われ〳〵はすでに文化類型學の教ふる所に從つて、東洋文化の類型も西洋文化の類型も、ほゞ之を明らかにすることが出來る。然らばこの二つの超克の上に、新たな類型の文化を建設する途も、すでに開かれてゐると言はねばならぬ。

文化は個人主義的であり自由主義的であるとは言つても、それは或る時代ある社會における一つの文化類型に過ぎないかも知れない。或はさうでないにしても、或る一つの文化類型において、本來それがあるよりも濃厚な色彩において、それに着色づけられてゐるかも知れない。われ〳〵は餘りにも、個人主義・自由主義の社會的根據にたつ資本主義文化に慣らされてゐるために、餘りにも之を過重評價するのではないか、然らばそれは却つて文化の保守性に捉はれてゐるのではないか、文化の歴史的ならびに民族的類型を顧みる時、われ〳〵はその個人的自由主義が、餘りにも力弱く餘りにも現象的なるに驚かざるを得ない。

文化のうちでも最も個人的色彩のつよいと思はれる藝術でさへ、却つて民族的・集團的な藝術の成立したことは歴史的事實である。況んや道徳が個人道徳に限らるゝ筈もなく、教育や宗

教が個人の完成や救濟に終始せねばならぬ筈はない。文化は一つの社會文化であり、社會を離れて存在し得ない以上、そしてその社會は、具體的な現實においては、民族か國民か或は國家を形成する外ない以上、文化はその個人的なる直接の主觀的意圖においては、個人主義であり自由主義ではあり得ても、その社會的なる結果においては、民族的であり歷史的であらねばあらぬものではないか。かりに個人主義・自由主義の文化に對して、民族主義・集團主義の文化が成立するとしても、それは文化の類型または範疇を異にするに過ぎないので、文化の價値を異にし文化の優劣を示すものとは考へられない。類型の異なる二つの文化は、それ〴〵に獨自の價値をもつて立つものであつて、文化價値の優劣を別ちうるものではないと考へられる。新らしき文化類型の勃興する時代には、常に古き文化の過重評價に對して、鬪爭をつゞけねばならぬ。この鬪爭に戰ひかつか否かは、新興文化の優秀なるが故ではなく、むしろその社會的根據の故にある。この社會的根據を喪つた文化は、如何に優秀な文化と想はれてゐても、結局は新たな社會からは沒落すべき文化類型であらう。

『民族の祭典』に一つの文化價値を認めうるとすれば、あれは確かに民族的・集團的な一つの類型ではないか。而かもその集團價値の中には個人價値も決して沒却されてはゐない。個人主義・自由主義の超克は、決してそれの否定を意味しない。反對にそれを包攝し吸收する一段と高位の綜合的文化の創成を意味してゐる。そこでは十分に個人の自由な創意は尊重されねばならぬ。併し個人的には如何にも自由な創意と考へられても、社會的には決してその社會的根據から自由にあり得ないとすれば、寧ろ積極的に自覺的に、その社會的根據の上に、それに卽應する新たな文化を創成することが、文化人のもつ創造的な社會的役割ではなからうか。要するに文化新體制の理念もまた、政治・經濟の場合と同じく、世界史の轉換といふ社會的根據の上に、全く新たな範疇の文化を創建せんとするものであり、その內容もまた政治經濟の理念と同じく、新たな社會的根據に卽應して決定されて來るに相違ないものと思はれる。

四　文化新體制の重點

政治・經濟と併立する意味での文化は、最も廣い內容を包含して、宗教・道德から思想・教育・科學・哲學・文學・藝術まで、およそ人間生活または國民生活から、政治と經濟とを除外したる他のすべての生活を包括するものと解せられる。之に對してわれ〴〵はまた別に、狹義

の文化すなはち主として文學・藝術・教養等に關する狹き部門の文化問題を考ふることも出來る。こゝでは勿論この二つの意味の文化を問題とするものである。

文化新體制の問題は、むろん斯くの如き廣汎な各種の問題を包含して、それ〳〵の新體制は互に關聯しながらも、一應はまた獨立のものとして考へられねばならぬ。この場合に重要な點は、われ〳〵は文化新體制を一つの現實の問題として、卽ち現實の社會における生きた問題として考へねばならぬといふ點にある。その意味は、この問題を決して個人的な主觀的な趣味の問題としてではなく、一つの現實社會における客觀的な必然性をもつた問題として捉へねばならぬといふにある。吾國の新體制運動には、なほ多分に趣味的な色彩が殘つてゐて、運動が抽象的となり、主觀的となり、現實の必然性を輕視する傾向を免れないが、ことにこの傾向は、文化新體制において、稍々もすれば陷り易い危險である。

文化新體制はその客觀的な必然性から見て、最も重點主義の必要なる部門であらうと考へられる。廣汎な文化領域のすべてに亙つて、同時に一齊に新體制の方向を與へることは至難である。ことに文化の領域は、政治や經濟の領域とはその性質を異にするから、之を法律や命令や行政處分によつて統一することは、殆んど困難なところである。たとひ形の上では、統一的な新體制を無理やりに作ることは出來たとしても、それだけで新文化が創成されるとは思はれない。結局は相當に長い年月の間に、新文化の成立されることを期待せねばならぬが、併しその中でも、廣義の文化の中には、相當に急速に確立されねばならず、また確立されうるものもあるが、狹義の文化の如きは、著しくその性質を異にするものと言はねばならぬ。

新體制の現實の必然性より見て、最も重點をおかるべき問題は、何よりもまづ思想・教育の新體制であらう。これ思想・教育の新體制は、そのもの自身の建設としても重要であるのみならず、政治または經濟の新體制確立のためにも、その重要なる支柱となりうるからである。

元來わが國において政治・經濟の新體制を必然ならしめた現實の一つの根據は、戰時統制經濟の運營が必ずしも理想どほりに進行せず、高度國防國家の完成には、いかにしても從來の舊體制では不可能となつたからである。何故に戰時統制經濟の部分的混亂を來たして、闇相場の橫行や物資の或ものゝ不足を來たしたかと言へば、むろん種々の原因もあるには相違ないが、その最も根本的な原因は、わが國民の一部に、依然として個人主義・自由主義の營利主義を固執して、戰時經濟國策に卽應せざる行動をとるものが、少なからず存在するといふ點にある。

わが國民は一方には、世界無比の優秀なる國民性を具有してはゐるが、他方にはまた利のあ

るところ何ものをも辭しないといふ猶太人的の暗黒面をも有つてゐるといふことが、今次の戰時統制經濟の經驗によつて、最も明瞭に曝露されて來た。これは本來わが國民性に固有な半面であるといふよりは、寧ろ明治以來の西洋的な資本主義體制の影響と、個人主義・自由主義の資本主義的教育の結果に外ならぬと考へざるを得ない。かくの如き半面の存する以上は、戰時統制經濟の運行には、强力なる政治指導力を必要とし、經濟警察の强力な發動を見ることも已むを得ず、差當つては之によらざるを得ないが、併し遠き將來の問題として、高度國防國家の完成を期するためには、かくの如き一時的な姑息手段をもつては到底不可能である。今日において根本的に國民性のかゝる缺陷を矯正し、根本より之を叩き直さなければ、決して政治經濟の新體制も確立され得ないであらう。こゝに文化新體制の重點としての思想・教育上の新體制の重要性がある。

五　個人文化から國民文化へ

宗教・道徳もまた、國民生活の最も崇高な精神的内容をなすべきものであるが、近世資本主義の下においては、宗教もまた徒らに金錢化して、全くその精神的支配力を失つてゐる。戰線にゐる兵士は、從軍僧侶をもつて單なる遺骨收容人と考へ、却つてその慰問を喜ばないと言ふ。之は全く逆であつて、反對に宗教家に賴つて戰場の精神的慰安を求め、生死の關頭に立つて處すべき道を求めねばならない筈である。

宗教新體制といへば、各宗各派の合同問題であるかの如く考へられてゐる。むろん之も新體制の一つには相違ない。今日の如く神・佛・耶の三教が、それ〳〵幾多の派に分れて神道十數派、基督教二十數派、佛教十三宗五十六派に割據して、互に反目せる狀態では、如何ともすることは出來ないからである。併しまた信仰は絕對であり、教義は不動であるとすれば、宗教の合同は、信仰の統一と教義の合致なくしては困難であらう。むろん宗教事業のうちには、合同によつて有效に進めうるものも少くないから、教育・社會事業の如きは、恐らく比較的容易に合同し得られるものであらう。その他の點については、たゞ外部からの形の統一ではなく、内部からの宗教力そのものによる統一こそ、最も望ましきものではないか。

宗教新體制は何よりもまづ、その内面に喰ひ入つてゐる個人主義・物質主義・資本主義の毒素を超克することから出發せねばならぬ。宗教は個人救濟よりも社會救濟に、個人教化よりも

國民敎化に轉ぜねばならぬ。物質主義の資本主義社會にあつては、宗敎の無力となるは必然であつた。これは必ずしも宗敎家個人の責任ではなく、資本主義社會の責任であつた。然るに今や世界史は轉換し、近世史は終りを告げるとき、宗敎は古き社會の桎梏を脫し、再びそれ自身の立場に復つて、宗敎本來の面目を發揮すべき時代を迎へたのではないか。

倫理道德もまた、個人主義功利主義の近世社會にあつては、資本主義の强力な毒素のために、著しくその本來の姿を歪曲せられて、謂はゆる道義頽敗の世相を現はして來た。資本主義の初期にあつては、私益倫理化の理論すなはち個人の私益は社會の公益を齎らすといふ理論は、現實の根據をもつたものであるが、併し今日の現實では、却つて逆に私益は公益を害することゝなつてゐる。そこで新たな經濟倫理は、その本來の姿に復つて、私益の超克の上に成立する公益原理の上に打ち立てられねばならぬ。さきに論ぜる經濟新體制の理念に卽應して、公益奉仕を動機とし、公益增進を結果として、初めて倫理上に善なる行爲と、經濟上に有利なる行爲とは一致する。資本主義社會の倫理と經濟との分裂は、新體制の社會において初めて理論的に統一せられ、實踐的に一致することゝなる。

倫理道德もまた個人道德觀から社會道德觀に、社會道德觀から國民道德觀へと轉換せねばならぬ。恰かも敎育が個人の完成から國民の完成へ、宗敎が個人救濟から國民救濟へと向ふと同じく、社會機構の基底をなす根本理念の發展に卽應して、すべての社會文化もまた發展せねばならず、倫理道德もその例に洩れうるものではない。

科學・哲學の如き學問の研究もまた、今日までは餘りに個人主義的であり、自由主義に負ふところ大なるは、否定すべくもない事實である。學問の研究が學問自身のために、眞理そのものゝために、進められることも一應は認められねばならぬ。その結果は決して國民または社會の福祉と矛盾するものではないからである。併しながら今日の如く餘りにも個人主義・自由主義に流るゝ結果は、全體としての研究能率を引下げ、學問研究の目的と矛盾する結果に陷る危險は、自然科學においても人文科學においても見らるゝ所である。

更にまた資本主義社會の下では、科學の研究も營利を目的に行はれ、營利と兩立しうる範圍において、行はるゝ傾向がつよい。こゝに至れば研究もまた資本主義の害毒に禍せられ、その羈絆を脫し得ない。今日における研究の自由は、資本や營利の拘束から免れて、學問獨自の立場に立ち復つて研究さるべきことを意味し、個人が國家を離れ國民を離れて、全く個人的自由

の下に研究する意味ではない。かくの如きは本來的に出來うべきことではないからである。

文學・藝術その他の狹義の文化新體制は、種々の意味において消極的の問題である。一つはこの意味の文化は、必ずしも現實に要請される新體制運動の直接の對象とはなつてゐないからである。政治・外交・經濟の如き切迫せる必然性や、思想・教育・科學に對する如き切實な要求は、文學・藝術に對しては、同じ程度に要求されてゐないからである。なるほど狹義の文化そのものゝ立場においては、これまた近世資本主義の害毒に禍されて、殆んどそれ獨自の立場を失ひつゝ、全く行詰りに逢着してゐるものも少くないであらう。新體制は之を資本や營利の拘束から開放して、文化本來の立場に立ち復へらしむることから出發せねばならぬ。

狹義の文化はまた新體制の高度國防國家の見地からも、極めて重要ではあるが消極的である。文學や藝術が國防國家に對して有つ意義は、政治・經濟や思想・教育の有つ意義とは全く異なつてゐる。併し一は積極的であり一は消極的であるといふことは、必ずしもその重要性に差別あるわけではない。國防國家の高度化に伴ふ國民生活の間隙を充たし、精神的の慰安と刺激を與へ、生活の餘裕を與へて、國民感情の側よりする文化の力は、決して輕視さるべき問題ではない。こゝに狹義文化の新體制が問題となるべき根據がある。

第二篇　政治新體制の理論と機構

第六章　政治新體制の理念

一　近世的政治理念の超克

新體制運動は今日の現實過程においては、政治新體制の段階にある。これは寔に當然の過程であつて、何れの新體制よりもまづ、政治新體制は最初に出發せねばならぬ段階である。それは經濟新體制にしても、文化新體制にしても、まづ最初に國家の政治力の發動をまつでなければ、その方向に進んでゆくことは困難だからである。この意味において政治新體制は最も重要な役割を有つものであつて、之に失敗しては他の新體制は殆んど推進され得ないわけである。

併しながら新體制運動がたゞ政治新體制の範圍に止まつては、その實效は殆んど望めないわけであつて、新體制の眞の目的は、寧ろ經濟新體制または文化新體制の上にあらねばならぬ。政治はたゞこの經濟または文化の目的を達するための前提であり、手段であり、過程であるに

過ぎない。ことに新體制の要請せらるゝに至つた世界的必然性ならびに吾國の特殊な必然性を考へれば、經濟新體制こそ最も要求せらるゝ部面であつて、高度國防國家の完成に必要な生産力の擴充こそ、新體制の中心問題でなければならぬ。政治新體制はこの目標に到達するための過程であるに過ぎないが、併しこの過程を經ずしては、それに到達し得ないとすれば、決してその重要性に差等あるわけではない。たゞ新體制そのものゝ職能にも、それ〴〵の相違があつて、各々その異なる職能を果すことによつて、全體としての國家新體制が完成されて行くことを思はねばならぬ。

さて政治新體制の理念もまた、さきに述べたる新體制一般の根本理念から離れたものではあり得ない。たゞそれが政治部面において特殊化されるに過ぎない。之を世界政治史の上より見れば、今日の新體制は近世政治の行詰りより來るその歴史的轉換を意味する。從つて從來の近世的な政治理念は、新體制において全面的に超克されねばならない。

近世の政治理念もまた、一般的な近世の世界觀・國家觀・人生觀から出で來たものであり、それはまたそれに先だつ中世の政治理念の超克の上に成立したものであつた。それ故に政治新體制の理念は、中世政治と近世政治との綜合的發展としての新たな理念の上に、確立されねばならぬ筈である。世界觀においては、近世の個人主義に對する國家主義、人生觀においては、近世の物質主義に對する精神主義、これらの點において、およそ近世的なるものゝ超克の上に、新體制的なるものゝ成立を見るのであるから、それは一見するところ近世的理念の否定の樣に思はれる。けれども之を全面的に否定して、再び中世的理念に復歸するのではない。近世的理念を否定しながらも、なほ之を含みつつ一段と高度の理念に綜合せらるゝものである。

新體制は舊體制の復活であり、復古主義であるとの見解も、全く誤謬であるとは言へない。物質主義から精神主義へ、權力主義から道義主義へ、個人主義から全體主義へ、民主主義から統裁主義へといふ點を見れば、確かに今日までの理念よりも更に古き理念、すなはち中世的なるものへの復古ではないかと考へるのも、全く理由なきことではない。併しながら之また決して舊體制への復歸でもなければ、復古主義でもない。中世そのまゝの舊體制への復歸は、歴史の逆轉を意味するからである。たゞ中世的理念と近世的理念との綜合される新體制では、中世的なものも多分に含まれるから、この一面だけを捉へて見れば、いかにも復古的なるものゝ樣に思はれるに過ぎない。

二　民主主義政治の崩壊

近世の政治理念は、一言にせば民主主義（デモクラシー）ということが出來る。大は一國の政治原理より、小は一團體の組織に至るまで、およそ團體的なる人的關係を規律するには、民主主義の原理が支配的であつた。國と國との國際政治關係もまた、少くともその理念とするところは、民主主義の原理に出發するものであつた。

民主主義の政治原理は、決してそれ自身において獨立するものではなく、その根柢には個別主義・個人主義・平等主義の根本理念が横たはり、經濟的には資本主義の社會的根據に立つものである。それ故に民主政治の經濟的地盤をなす近世資本主義が行き詰つて、新たな經濟組織に轉換せんとする時代には、必然にその上にたつ政治組織の理念もまた轉換せざるを得ない。また近世民主政治の根柢をなす世界觀・國家觀・社會觀・人生觀が全く行き詰つて、新たなものへの轉換が必然となつた時代には、政治理念の轉換もまた必然とならざるを得ない。

なるほど近世民主政治の歷史的意義には沒すべからざるものがある。中世の獨裁的な專制政治を超克して國民の權利を尊重し、個人の創意と個性を出來る限り伸張して、國家の興隆と國民の福利を齎らし、近世文化の燦然たる精華を發揚したことは、人類歷史の上に不朽の功績を殘すものであつて、こゝにわれ〳〵は近世政治理念の功績を十分に評價せねばならぬ。それはその理念が民主主義であつた必然の結果であつて、民主主義であつたればこそ、よく中世專制政治の行き詰りを打開して、近世國家の興隆を齎らすことが出來たわけである。然るにその同じ民主主義がまた、その歷史的發展の結果として、民主主義であるが故に、全くその行き詰りを來たすことゝなつた。

近世民主政治の行き詰りは、言ふまでもなく理論上の問題ではなくして、事實上の問題である。卽ち嚴然たる現實の事實として、世界のあらゆる部面にその行き詰りを曝露して來たからである。何よりもまづ、第一次および第二次の世界戰爭の勃發は、民主的原理の國際政治では、もはや今日の世界平和を維持することの出來なくなつた證據である。民主主義の國際原理も、その成立當初より最近に至るまで、十九世紀を中心とする百數十年の間は、よく世界平和を維持する原理となることは出來たが、併し二十世紀に入つては、その經濟的地盤をなす資本主義の行き詰りと共に、新たな政治理念を要求することゝなり、新たな理念の確立と具現のために、

世界戰爭は相次いで戰はれることゝなつた。

民主政治の行き詰りは、國内政治の場合においても、國際政治の場合と同樣である。最近ことに第一次の世界戰爭後においては、最も典型的な民主主義國でさへ、その現實の國内政治は急速に民主政治を超克して、或は首相の獨裁的政治となり、或は大統領の獨裁的地位を認むることゝなつた。これは從來の如き民主政治では、もはやその國内政治を動かすことすら、全く出來なくなつた證據である。況んや今日の世界動亂期において、之に卽應する國内體制を整へるためには、民主政治では最早いかんともすることが出來なくなつた。これと共に國内の上下大小幾多の團體組織においても時局に卽應する有力な活動をなしうるためには、從來の民主的傾向を潔く清算して、次第に新たな原理による活動を現實に展開することゝなつた。それ故に近世民主政治から新理念への轉換は、すべての歷史的轉換におけると同じく、すでに現實の社會において、その客觀的な準備は十分に整へられてゐる。歷史の轉換はたゞその機會を促進し、轉期を與ふるに過ぎないものである。

三　强力指導政治の要請

近世民主政治の行き詰つた現實の根據は、之によつて國家總力を最高度に發揮して、强力な國家意思を最效率に實踐することが出來なくなつたからである。このことは特に國家が國際戰爭または世界戰爭に直面した場合、或はその準備過程としての高度國防國家の完成に邁進する場合において、國家生活の直面する絕對的要請となつて來る。殊に今次の歐洲大戰において、民主政治の國家組織が如何に無力であるか、之に代るべき新體制の政治組織が如何に强力であるか、世界注視の舞臺において、最も明白に實證されて來た。一言にせば强力政治への要請これである。

吾國の新體制運動もまた、强力政治への要請をその現實の根據としたことは、近衞首相聲明の冒頭において、次の如く明白にされてゐる。

『今や吾國は世界的大動亂の渦中において、東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業に邁進しつゝある。この秋にあたり世界情勢に卽應しつゝ能く支那事變の處理を完遂すると共に、進

んで世界新秩序の建設に指導的役割を果すためには、國家國民の總力を最高度に發揮してこの大事業に集中し、如何なる事態が發生するとも、獨自の立場において迅速果敢かつ有效適切にこれに對處しうるやう、高度國防國家の體制を整へねばならぬ。而して高度國防國家の基礎は、強力なる國內體制にあるのであつて、こゝに政治・經濟・教育・文化など、あらゆる國家國民生活の領域における新體制確立の要請があるのである。……今わが國が斯くの如き强力なる國內新體制を確立しうるや否やは、正に國運興隆の成否を決定するものと言はねばならぬ……』

今かくの如き强力政治の要請が、吾國の現實過程において、政治・外交ことに經濟の上より見て、如何に絶對必至のものであつたかは、こゝに繰り返すの必要はない。またかゝる强力政治が實效を齎らすためには、たゞ單純に上からの强壓を下に向つて强制するだけでは足らず、これと共に下からの協力を得なければならぬことも、他の機會に詳論したところである。たゞ政治理念の問題としては、かゝる强力政治の實踐を理念づけるものは何か、民主政治の近世理念に取つて代るべきものは何かといふ點にある。

こゝに新體制の根本理念としての指導者原理が、政治新體性の理念として出て來る。民主政治に對する指導政治これである。民主政治は國民のためにする國民による政治 (For people by people) と言はれるが、之に對する指導政治は、國家のためにする指導者による政治 (For state by leader) と言ひうるであらう。むろん國民と國家は異なるものではないが、併し全く同じものではない。民主政治は國民に主點をおき、指導政治は國家に重きをおく。國家は國民を離れては存在し得ず、すべての國民を含んではゐるが、併し國民以上の存在である。すべての國民を綜合的に包含するより高次の存在である。この綜合的全體主義の國家觀の上に、指導政治の理念が確立される。

指導政治における指導者は、この綜合的全體としての國家のために、國民に率先して自らの責任と創意において政治を實踐する。一般國民は彼れの指導に協力し、それ〳〵の職場においてその職能を分擔しつゝ國家に奉仕する。これと民主政治の異なる點は、政治の決定が多數國民またはその代表者の多數決によつて行はれ、政治擔當者はたゞこの決定に從つて、單純なる執行者として國民の後より之に追隨して、その政治を實踐する點にある。むろんこの場合にも政治家の責任はある。併しそれは嚴密にはたゞ執行者としての責任に過ぎず、國民または議會の決定通りに、それを執行したりや否やに關する。然るに指導政治にあつては、指導者がすべての結果に對して責任を有し、從つてその指導を誤りたる場合は、その責に任ぜねばならぬ。

四　立憲政治と指導政治

吾國の新體制運動は、帝國憲法の範圍内において、これと牴觸せざる限りにおいて、推進せらるゝことゝなつてゐるから、むろん直接には憲法問題には無關係である。併しながら問題をより一般化して、世界問題としての新體制と憲法一般との關係を考察するならば、そこには尚ほ重要な問題が殘されてゐる。

一般に近世の民主政治は、憲法政治となつて現はれてゐる。周知の如く西洋においては、中世の專制的獨裁主義に對する國民の反抗運動として、國王の獨裁權に對する制限方法として、憲法の制定が要求せられ、國王に對する人民の血の鬪爭の結果として、國民の權利と利益の保證として憲法を獲得したものである。それ故に西洋諸國の憲法は、近世の個人主義・自由主義にたつ民權思想の發現であり、民主政治の憲章である。從つてかゝる近世政治の超克の上に成立する世界新體制の政治理念においては、かゝる民主主義の憲法政治そのまゝでは、許され得ないことは明らかである。

それ故に西洋諸國の新體制における指導政治は、從來のまゝの立憲政治とは兩立し得ない。むろん之は現行の憲法を全く廢止して、再び中世的の專制政治に復歸する意味ではない。また今日の立憲政治を全く停止する意味でもない。新體制の指導政治は、近世の立憲政治と中世の專制政治との綜合的發展の上に確立さるべきものであるから、恐らく憲法も殘存し、從つて立憲政治も殘るであらうが、たゞその内容は、民主的なるものから指導的なものへと、轉換せねばならぬであらう。卽ち憲法の内容を改正するか、或は實質的にその運用を變更するか、何等かの變化が起らねばならぬ筈である。

吾國の帝國憲法は、西洋諸國の憲法とは全くその疇を異にすることは、周知の通りである。明治天皇の大御心から國民に下し賜へる欽定憲法である。それ故に吾國の新體制が吾國獨特のものであり、その指導政治が吾國體の本義に基づくものである以上は、この二つの關係は西洋諸國と同律に論ずべからざることは言ふまでもない。併しながら吾國の憲法も明治當初の謂はゆる自由民權思想と全く無關係なわけではなく、殊にまた帝國憲法の解釋を、徒らに自由主義的・民主主義的に試みる場合には、それは新體制の指導政治と兩立しがたき點の生ずることは已むを得ない。

115503

帝國憲法は國家最高の法典として、千古不磨の大法であるから、これが條項の改正は固より輕率に行はるべきものではない。この意味において今日の新體制運動が、現行の帝國憲法を前提として、推進されることゝなつたのは、寔に當然と言はねばならぬ。われ〳〵もまた今日の新體制運動が、帝國憲法の改正問題にまでも進むべきものではないと考へる。たゞその憲法の解釋において、これまで吾國に行はれたるが如き、自由主義的・民主主義的の解釋とは別に、わが國體に卽應する新體制の指導政治と兩立しうる解釋もまた、全く不可能ではないと考へる。或はまたその實際の運用において、例へば憲法第四十七條には『過半數ヲ以テ決ス……』とあるを、一々投票による多數決主義を採らねばならぬか、或は衆議統裁主義によつて、統裁者が過半數と認定して差支ないか、その運用方法の新體制を考案する餘地もあるであらう。是等の諸點については、專門の憲法學者の研究に俟つ外ないわけである。

併しながら吾國の新體制運動が、その獨自の見地を保持しながら、なほかつ世界新體制の一翼をなしつゝ、今後も恒久的に推し進められるとすれば、またさうなければならぬものであるが、これと憲法との關係もまた相當に考慮を要する問題が起つて來るであらう。或は將來において憲法改正の問題の如きも全く起りえないとは言へないであらう。むろん憲法の改正は、勅命によるものであり、その審議は愼重にも愼重を加へねばならぬ問題ではあるが、併しすでにその改正の手續までも規定されてゐる以上は、正規の手續を經て行はれる以上、それが全く不可能でないことは言ふまでもない。假りに將來その改正が問題となつた場合、それは如何なる精神と方向において問題となりうるであらうか。言ふまでもなく、わが國體の本義に立脚し、之をます〳〵顯揚する方向において、卽ち假りにも民主主義的・個人主義的・自由主義的の要素があるとすれば、之を完全に超克して、わが千古の國體と政體とを發揚するものとして、歷史を超脫し時代を貫通するものでなければならぬ。同時にそれはまた民主政治の超克としての指導政治の方向にあることを意味する。別に詳細せる如く、吾國の新體制は、西洋諸國の新體制とは異なる獨特の特殊性を有せねばならぬが、この獨特の指導政治はわが國體と完全に一致しうるのみならず、わが國體の眞髓は之によつてます〳〵發揚せられ、また吾國古來の政體も、實はこの指導政治に外ならないと考へられる。この意味において、吾國將來の憲法問題が若しありとすれば、それは國體本然の姿と指導政治の方向にあるものではないかと思はれる。要するに新體制の指導政治は、決して立憲政治そのものとは矛盾するものではない。たゞ徒らに自由主義的・民主主義的な立憲政治は、これと兩立しうるものではないから、かゝる諸外國の憲

法に對しては、その解釋または運用を指導政治に合致せしめるか、或は必要ある場合には之を適當に改正して、憲法治下における指導政治を、その國の國情に卽して實踐してゆくことゝならざるを得ないであらう。

五　多數決主義から衆議統裁主義へ

近世民主政治の最も端的に現はれた形は、謂はゆる多數決主義の政治形式である。近世理念としての個人主義・自由主義・平等主義にたつ以上は、その最も突きつめた歸結は、多數決によらざれば何ごとも決定され得ないからである。個人が自由であり平等である以上は、その間に質的の差等は許されず、質的の差等のない以上は、量的の數の多少によつて決定する外ないからである。然るに多數決主義が現實の適用において、理論的にも實際的にも、いかなる結果を實現しつゝあるかは、すでに吾國でも經驗ずみの筈である。

多數決主義の行き詰りを打開するものは、新體制の衆議統裁主義である。衆議統裁主義は新體制の根本理念としての指導者原理から必然に導き出される衆議決定の方法である。蓋し指導者原理においては、まづ特定の指導的地位にあつて、一般國民または團體員に率先して、自らの發意と責任において、全體としての行動を實踐的に指導する。こゝでは初めから個人主義や自由主義や平等主義は認められてゐないから、多數決主義は初めから問題ではない。併しまた指導者原理は、專制的の獨裁者原理に逆轉するものでもないから、全く衆議を無視し民意を考慮せざる獨斷ではあり得ない。指導者がその指導を實踐するに當つては、どこまでも一般員の意見を尊重し、下情に通曉し、衆議を盡くさしめねばならぬ。之を缺いては、指導者政治に重要な意味をもつ一般員の協力を得ることは出來ない。下からの協力なくしては、指導者政治の強力性を確保しえないからである。

併しながら如何に下情を通達し、下意を尊重し、衆議を盡さしめるとは言つても、それは結局において指導者の意思を決定するための準備であり、參考であり、過程にすぎないのであつて、最後の決定は指導者の統裁によらねばならぬ。この點において民主主義とは全く異なる原理にたつてゐる。民主主義では、最初の計畫や立案や準備は、却つて政治擔當者の手において進められながら、最後の意思決定だけは、常に一般員の多數決に一任されてゐるからである。そして新體制の衆議統裁主義は、一國の大なる政治に限らず、小は町村青年團の如き團體から、

各種の經濟團體の如きに至るまで、苟も團體の存するところ總ての場合に適用さるべき原理と言へる。

民主主義の政治理念はまた、勢力均衡の政治原理に導いて來る。國内においては、各方面の勢力均衡の上に政治を行はんとし、殊に國際間においては、各國間の勢力均衡の上に、國際平和を求めんとする。その結果として、自力を以つては獨立することの出來ない弱小國でも、よく完全な獨立國として存在することが出來た。これはその弱小國が何れに就くかによつて、勢力均衡の破れることを虞れたからであつた。それ故に國際間においても國内においても、勢力均衡の得られた間は、平和を保つことが出來た。併しながら勢力關係は常に一定不動といふわけではない。ことに一國家の勢力は、歴史の經過と共に常に消長するものであるから、勢力の均衡はたとひ一時は得られたとしても、また再び均衡は破れて、平和を確保することは出來ないわけである。

新體制は近世の勢力均衡主義に對して、勢力統合主義を採る。國内においても國際間においても、各方面または各國の勢力を、綜合的に統合するものである。世界新體制の廣域經濟においては、各國はそれ〴〵に獨立してゐながら、その範圍において各國の勢力を綜合的に統合する。それは政治力・外交力・經濟力および國防力の綜合的統一を意味する。その中の指導國も協力國も、言はゞ總ての勢力を統合するために、指導し協力するものである。

政治新體制の理念はまた、權力主義に對する道義主義であり、覇道主義に對する王道主義であり、法治主義に對する德治主義である。併しながら古代または中世そのまゝの道義主義や王道主義や德治主義では、すでに近世生活を經てきた今日および今後の國家や國民の政治理念とはなり得ない。今日の國際間において、道義主義ばかりを實踐しては、國家は滅亡の外ない。國内政治でさへ德治主義ばかりで治まる筈はない。むろん法律も命令もなければならぬ。併しながら今日までの近世國家の如く、國際間でも國内でも、權力ばかり法令ばかりを以つて治めんとするのは、舊體制の政治理念に過ぎない。この點においても、新體制の理念は、中世的なるものと近世的なるものとの綜合的發展であり、東洋的なるものと西洋的なるものとの綜合的發展であり、吾國においては八紘一宇の皇道精神に歸一するものである。

第七章　帝國議會の新體制

一　三權分立と新體制

吾國の新體制運動は、帝國憲法の前提において進められてゐるから、憲法において認められたる議會の權能には、何等の變更もあり得ない。これは極めて明快に、かの新體制準備委員會において、明らかにせられた所である。併しながら新體制の指導者原理が確立せられ、指導者政治が推し進められることゝなれば、從來のまゝの議會政治とは、果して矛盾なく兩立しうるものかどうか、なほ研究を要する根本問題が殘されてゐる樣である。

われ〳〵の結論においては、議會は決して消滅するものでもなく、代議士は決して失業するものでもない。たゞ議會のもつ職能や代議士のもつ職務は、近世の民主政治の場合と、將來の指導政治の場合とにより、著しく變化せねばならぬと考へる。これは必ずしも憲法を改正せずとも、また法令の改正を待たずとも、實質上の事實問題として、現はれて來なければならぬ議會の職能變化である。そこで問題は、然らばその職能變化は如何なる方向において、いかに變化するであらうかの點に移るが、それに先だちて、近世國家の三權分立思想につき、再檢討を加へておく必要がある。

立法・司法・行政の三權分立思想は、近世國家における重要なる政治原理をなすことは周知である。併しながらその實質的な近世的內容においては、三權分立とは言つても、寧ろ立法權の行政權からの獨立を意味し、中世の專制的獨裁主義の行政行爲から獨立して、議會の協贊を經たる立法行爲によつて、國內統治を立憲的民主的に行はしめんとする所に、その現實的の意味を有したものである。從つて三權分立思想は、個人主義・民主主義の近世的原理から、必然に導き出されたものである。

それ故に立法權と行政權との分立とは言つても、その實質的な意味は、寧ろ立法權の優位的獨立を意味し、之に對する行政權は寧ろ從屬的地位を占むるに過ぎない。卽ち法律によつて認められたる範圍內においてのみ、命令によつて執行しうるに過ぎず、命令は法律に從屬して存在しうるに過ぎない。それは決して行政の獨立權を認めるものではなかつた。これは專制的行

政權の絶對的であつた中世政治の反動としての近世政治においては、寔に已むを得ざるものであつた。また之によつて近世政治の著大な效果を齎らして、國家の興隆に貢獻しえたことも疑ひなき事實であつた。

政治新體制の下においては、三權分立は如何に變化するか、むろん新體制は立憲政治と矛盾せず、また議會政治を否定するものではない。從つて三權分立を否定するものでもなく、立法權の行政權からの獨立を無視するものでもない。併しながら民主主義の下において、獨立の名において却つて立法權の優位的地位を認められたに對して、新體制の下では、反對に行政權の擴大强化を認められることゝなるであらう。その意味は、決して命令によつて法律を變更せんとするものでもなく、また命令を引上げて法律と對立せしめんとするものでもない。それは言はゞ立法事項の縮小と、命令事項の擴大となつて來る。民主的國家にあつては、事大小となく總ては立法事項となつて、一々國民の代表機關としての議會の承認を經ねばならぬことゝなる傾向が極めて强い。然るに新體制の指導者政治にあつては、行政命令に委任せらるゝ事項が極めて廣くなり、立法事項は出來うる限り縮小せらるゝ傾向にある。かの國家總動員法の發動の如きはその一例であつて、かくの如きは從來の民主的國家においては、考へ得られざることであつた。かくして立法權に對する行政權の擴大强化といふことは、卽ち議會政治の機能の變化を意味するものである。

二　議決機關から協力機關へ

新體制の指導政治の下にあつては、議會の實質的な職能は、これまでの議決機關から協力機關に轉換することゝなる。從來の民主的政治の下では、議會は國民の代表として、その國の政治を議決し、政府はたゞ執行機關として、後から之を實行するに過ぎなかつた。新體制の下においても、形式的または法制的には、少しも之と變らないとしても、實質的には、國民の代表として政府の政治に協力する機關と變つて來る。

新體制の政治は、上からの指導者の指導と、下からの國民の協力とから成ることは、さきに論じた所である。政府と議會との關係もまた、指導と協力との關係にたつて、政府が自らの創意と責任において、その實踐せんとする政治の經綸を議會に提示し、議會は之について愼重審議し、之に對する疑問はどこまでも質疑して、政府の行はんとする經綸を徹底的に理解したる

後、之を國民に向つて宣達し、全國民をして之に協力せしめねばならぬ。これ卽ち上意下達である。協力機關としての議會の重要なる一つの職能は、この點にあるものである。

上意下達の職能において、新體制の指導政治に協力することは、決して帝國憲法に認められたる議會の職能と矛盾するものではない。吾國の憲法では、西洋諸國の憲法とは異り、議會の『承認』によつて政府の議案が成りたつのではなく、その『協贊』によつて成りたつといふ意味は、卽ち議會の協力的職能を認めたものではないか、然らば指導と協力との關係より成りたつ臣道實踐としての新體制の政治こそは、眞に吾が國體と憲法との眞髓を發揮しうる政治ではないか、そして斯くの如きが眞に吾國の古來の政治ではないかと思はれる。

新體制下の議會のもつ第二の職能は、國民の下情を上層指導部に申達して、指導者の政治をして、よく國民の下情に適せしめ、之をして誤らしめないことが必要である。謂はゆる下情上達これである。全國民の下からの協力を重要な要素とする新體制の政治では、この國民の協力を得るためには、何よりも下情に適應する政治を行ふことを必要とするが、その下情に通曉せしむる一つの方法は、國民の代表としての議會を通じて上達せしむるにある。

下情上達と下意上達とは同じではない。議會の協力機關としての職能の一つは、謂はゆる如く下意上達ではなくして、下情上達でなければならぬ。新體制運動の進むと共に、屢〻下意上達の言葉を散見するが、これは最近の新造語であつて、昔からあるものは、文字通りの下情上達である。上達さるべきものは、下情であつて下意ではあり得ない。國民がそれ〴〵勝手な意見を申したて、たゞそれだけをそのまゝに一々上達すべきものとすれば、政治は成りたち得ないからである。併しながら同時にまた下情に適しない政治は、いかに高遠の理想を描いても、現實に實效をもたらすことは出來ないから、國民の下情は出來うる限り廣く之を知らねばならぬ。下情のうちには下意も含まれてゐるが、併し國民の下からの意見よりも、寧ろ下々の實情を上達することが重要である。そして之が議會のもつ第二の職能である。

かくの如く新體制下の議會の職能は、上意下達と下情上達にある。政府と國民との中間にたつて、一方では、政府の行はんとする政治を國民に知らしめ、知らしむることによつて理解せしめ、理解せしむることによつて協力せしむると共に、他方では、國民の下情ことに物心兩方面の國民生活の實情を政府に上達して、その政治をして下情に適して實效を收むるものたらしめねばならぬ。議會の協力機關としての職能は、主としてこの二つの點に依存する。言ふまでもなく議決機關より協力機關に轉換することは、決して議會の權能の喪失または輕減を意味す

るものではない。また實質的には、すでに今日の議會は、最も民主的な國家においても、その現實の職能は、大體は斯くの如き協力機關に變化してゐる。それ故に議會の職能變化は、たゞわれ〳〵が主觀的・獨斷的に考へられるといふのではなく、一つの客觀的な現實の動きとして、すでに世界の各國に現はれてゐるものである。

三　幕府的存在の否定

新體制運動に對する誤れる非難の一つは、その指導者政治が幕府的存在となるのでないかといふ點にある。むろん指導者政治は、中世の專制的獨裁政治にあらざることは、明らかではあるが、併し特定の指導者が、永續的に政治執權者となつて、その創意と責任において政治を續けるならば、たとひ彼れは大命を奉じて指導者となつたとは言へ、かの中世の幕府的存在を再現する虞れはないか、幕府を組織した將軍もまた、大命を奉じて將軍職に就いた點では、少しも相違がないではないかと言ふにある。

併しながら幕府的存在の第一の特質は、謂はゆる兵馬の權を握るにある。今もし政治指導者が、陸海軍の統帥權を握つたとすれば、それは恐らく幕府的存在に近いものとなるであらう。然るに吾國では、陸海軍の統帥權は　天皇の大權に屬すること、炳乎として憲法の條章に明らかであるから、如何なる指導者といへども、兵馬の權を掌握するが如きは、將來永久に絕對にあり得ることではない。政戰一途に歸するのは　天皇の大權以外にはあり得ないことである。この點において新體制の指導者原理は、決して幕府的存在となりうるものではない。

たゞ併し政戰二途に出でゝ、互に相一致せざるが如き場合には、强力政治を實踐する上に障害を來たさないとも限らない。そこで臣道實踐としての政事と兵事との間に調和を保たしめんと努むることも、また忠誠なる臣道實踐の一つでなければならぬ。近衞首相の聲明にも、新體制に含まるゝものゝ一つとして、『統帥と國務との調和』をあげられてゐる。むろん統帥權は　天皇の大權に屬し、また之に關する帷幄上奏權は軍に屬する絕對のものである。新體制の政治指導者はむろんこの帷幄上奏を併有すべきではない。之を兼併するにおいては、たとひ統帥權は　天皇に屬する場合でも、なほ且つ政戰一途に出でゝ幕府的存在に陷る危險がつよいからである。たゞ近衞首相も言はるゝ如く、この二つの調和を計ることは、平時においても殊に戰時において最も必要であらうと思ふ。

幕府的存在の第二の特質は、永續的なる政權把握の點にある。たとひ兵馬の權を兼併せずとも、大命を奉じて政治を執るものが、十年・二十年の長きに亙りて永續する場合には、實質的には幕府的存在となる危險がないとも言へない。或る指導者の政治が、國民を誤りて指導したる場合にも、なほ且つその指導的地位に止まりうるとせば、指導者の地位は永續的となり、かかる危險が全くないとは言へない。そこで問題は、指導者の政治の誤りたる場合または誤りたる指導者の出でたる場合に、その責任を如何にして追及しうるか、如何にして之を更迭せしめうるかにある。

むろん政治指導者としての首相は、大命降下によつて決定されるものである。併しながら政治指導を誤りたるものゝ貶陟にまで　大御心を惱まし奉ることは、國民として恐懼に堪へざる所である。そこで何等かの制度によつて、その指導者の自發的退去を促がす方法はないか、われ〳〵はこゝに帝國議會の特殊の職能を認めることが出來ないかと思ふ。

さきに述べたる議會の協力機關としての職能は、必ずしも政府のなす所に盲從し、または追隨することを意味しない。協力機關としての職能を十分に發揮するためには、政府のなす所、なさんとする所に對して十分に質疑し、自らの意見を具陳し、進んでは政府の施設を批判し檢討せねばならぬ。その結果として、政府の施政に重大な缺陷を發見し、政治指導者としての責を十分に果してゐないと認めたる場合には、議會はその責任を追及し、その政治に對する國民の不信任を表明することが許されねばならぬ。この場合その指導者は、自ら省みて、その責任を痛感するものあらば、直ちに闕下に進んで骸骨を乞ひ奉らねばならぬ。そこで新たな指導者に對して、新たに大命降下を見ることゝなれば、指導者の地位は決して永續的とはなり得ない。これを永續的ならしめない所に、議會の重要な職能を認めることは出來ないか、換言すれば、指導者政治をして幕府的存在に陷る危險を免がれしむる所に、帝國議會の特殊な職能を認めることが出來るのでないか。

言ふまでもなく、かゝる議會の職能は、獨逸その他の新體制諸國においては、殆んど重要なる職能ではない。そこでは主として、さきに述べたる上意下達と下情上達の協力機關としての み、議會の職能が認められる。卽ち世界新體制の一般性においては、議決機關から協力機關に轉換するに過ぎないが、吾國の新體制の特殊性においては、議會の職能は、議決機關より來る必然の結果として、帝國議會の職能もまた、單なる協力機關たる以上に、幕府的存在の再現を防止するといふ特殊の重要なる職能をもつに至るものではないかと思ふ。

四　政黨組織から職能組織へ

議會の職能變化は、當然にその内部組織の上にも、一大變化を齎らさねばならぬ。すべての政黨の解消したる今日では、もはや政黨政治の舊惡を曝露する必要もないが、新體制下の議會では、むろん政黨政治は超克されねばならぬ。

この點について、近衞聲明の言ふ所は、極めて明確である。曰く『政黨は抑も個別的分化的なる部分の利益・立場を代表することを、その本質中に藏してゐる。勿論部分なき全體はないのであるから、政黨がその中に部分的要素を持つといふことのみをもつて、之を非難するは必ずしも當らぬ。ことに經濟活動の基礎が自由主義の原理にあつた時代においては、かゝる政黨の存立もその意味があつたのであつて、わが國においても政黨が藩閥官僚勢力に對し、民意を伸長したことは、之を認めねばならぬ。併しながら同時に政黨の過去における行動が、稍々もすれば吾が議會協贊の本然の姿から逸脱する憾みの少くなかつたこともまた、之を否定すべくもない。國民組織の運動は、かゝる自由主義を前提とする分立的政黨政治を超克せんとする運動であつて、その本質はあくまで擧國的全體的公的なるものである。……』

そこで總ての政黨が解消したる場合、議會の内部組織は如何になるか、何らの部門も組織も作らず、たゞ渾然として烏合的に集團するとせば、議會の職能を果す上に、多くの混亂と不便を免れないであらう。そこでわれ〳〵の考へでは、從來の政黨組織に取つて代つて、職能組織として構成さるべきではないかと思はれる。

議會内部の職能組織とは、多數の代議士をそれ〳〵その專門的能力に從つて、例へば、内政部・財政部・外交部・國防部・教育部・商工部・農業部・東亞部等々の多數の部門に分ち、各代議士は何れかの部門に所屬して、その專門的知能において、代議士としての職能を果すことゝすれば、議會全體としての職能を果す上に、極めて組織的能率的となるのでないか。勿論この所屬は單に議會開會中のものにはあらずして、その任期中は永續的でなければならぬ。

かくの如き職能組織は、決してその所屬部門の利益を代表するものではない。かつて民主主義の議會改革論として謂はゆる職能代表制を主張する論者もあつたが、それとこれとは全く別である。これは何ら國民の部分的利益を代表するものではなく、また國民の職能的意見または利益を代表するものでもない。たゞ議員各自の專門的能力に應じて、議會全體としての職能を

分擔せしむる組織に過ぎない。議會全體の職能として、上意下達と下情上達による協力職能を果す場合に、各々その能力に應ずる分擔的部門において、上意を下達し下情を上達するに過ぎない。從つてこの議會内の組織は、大體において、政府の政治分擔組織と照應するのが便宜である。

職能組織を議會内に確立することによつて、議員は何れかの專門的知能を有せねばならず、徒らに漠然たる政治的野心だけでは、議員たる職能を果すことが出來ない。それだけ研究的態度をもつて、議事を審議せねばならず、また平素より專門的研究を進めねばならぬ。之により吾國の政治が幾分でも科學的に實踐されうるに至らば幸である。元來吾國には、政治と科學とを兩立せざるものゝ如く考ふる謬見がつよい。彼は政治家であると言ふことは、彼は科學者でないと言ふことを意味し、また問題を政治的に解決すると言ふことは、科學的に解決しないことを意味してゐる。これは根本的の誤謬であつて、政治と科學は兩立せねばならず、寧ろ政治は科學的に行はれねばならぬ筈である。この點において吾國は、獨逸の政治に學ぶべき點が多いと思はれる。政治を科學的に行ふことは、一般の政治ことに經濟が、計畫的となり統制的となるに從つて、ます〳〵重要となつて來る。舊體制の政治家と新體制の政治家との異なる點は、一國の政治を科學的に行ふか、非科學的に行ふかの點にあるとさへ言ふことが出來る。むろん科學的政治の行はれうるためには、種々の根本的方策を必要とするが、議會の議員が專門的となり、研究的となり、科學的となることも、その重要なる一翼である。むろん之は必ずしも學究的となり學者的となることを意味しない。

職能組織の内部においては、それ〳〵に部長もあり、役員もあり審査部もあり企畫部もあり連絡部もある。また職能組織とは別に、議會全體の事務に關する組織、例へば議長・副議長の下に、法案部・議事部・連絡部の如き部局を設ける必要もあるであらう。かくの如き内部組織を成立せしむることによつて、政黨組織の全く解消した後における議會の雜然たる烏合的集團を組織づけ體制づけることが出來るであらう。

五　選擧法の改正問題

選擧法の改正を論議するに先だち、最も主要なる根本問題を明確にせねばならぬ。それは議會翼贊體制と國民翼贊體制との職能的分野を明確にすること、從つて帝國議會の職能と、大政

翼贊會における國民協力會議の職能との關係如何を明確にする點にある。

議會翼贊體制はむろん國民を代表するものには相違ないが、併しその國民の如何なる側面または生活面を代表するものか、國民協力會議もまた國民の代表機關には相違ないが、それは如何なる側面を代表し審議するものか、われ〳〵の結論に從へば、協力會議は職能代表であり、帝國議會は生活代表である。われ〳〵國民は外に出でゝは、何等かの職能または職業に從事し、家に歸つては家庭生活をなしつゝある。前者を代表するものは職能代表としての協力會議となり、後者を代表するものは生活代表としての帝國議會となる。

それ故に議員の選擧は地域代表でなければならぬ。一定地域の國民生活を代表する制度でなければならぬ。併しそれは稍々もすれば誤解せらるゝ如く、その地域の利害を代表するものではない。その地域の下情上達および上意下達の分擔區域を規定するに過ぎない。

大選擧區制か小選擧區制かの問題は、主として右の議會職能から考へねばならぬ。近衞聲明にも言はるゝ如く、從來の様に、『國民の大多數が、三年か四年に一度の投票により選擧に參加するのみをもつて、政治と關係する唯一の機會とするが如き狀態にあつては、國民全部が國家の運命に熱烈なる關心を持ち得なかつたのもむしろ當然といふべきであらう。』この意味において議員と國民とは、出來うる限り緊密に結びつかねばならぬ。この結びつきを緊密にし下情上達と上意下達の職能を有效にし、國民生活を眞に國家政治に代表せしむるためには、われわれは寧ろ小選擧區制を採るべきものと考へる。大選擧區制は從來の自由主義政黨の下においては、或は優れたる制度であつたかも知れない。今日はそれらの舊體制を超克して、すべてを根本的に再建すべき新體制の時代である。

議員數を減少すべきか、增加すべきかの問題もまた、これをたゞ抽象的・獨斷的または外國模倣的に、上から論斷すべきでなく、下から現實的・客觀的・科學的に推斷さるべきものであらう。卽ち地域的に右述の原理より割出して、如何なる地域より如何なる數を選出すべきかを決定し、全體の議員數はその結果として出で來るものでなければならぬ。われ〳〵は右述の理由より小選擧區制を主張し、大體の標準を一郡一人主義におくべきものと考へる。むろん郡の大小、人口の多少により、これに斟酌を加ふべきものではあるが、大體の標準をこゝにおくとすれば、議員數は果して增加するか減少するか、今こゝに算定するの餘裕を有しないが、それはわれ〳〵にとつては、さまで重要な問題ではない。かくして衆議院の議員數が決定すれば、之と睨み合せて貴族院の議員數も決定される。兩院の職能上より見て、その議員數に著しき相

違があつてはならぬと考へられるからである。

選擧權を二十三歳まで擴張すべしとの意見も、一部に散見してゐる。これは個人主義・自由主義の民主主義思想の殘滓に過ぎない。とは言つても、再び昔の制限選擧に逆轉せしむべきでもない。

今日の普通選擧制度は、吾國における個人主義・自由主義の民主的思想の絶頂において生れた產物であつた。而してその實施の結果は、全く失敗に終つたと言つても過言ではない。何よりも棄權率が五割・六割に達し、選擧演說が無人の境地を行つてゐるが如きは、そも〳〵何を物語つてゐるか、この傾向はたとひ選擧權を二十三歳まで擴張した所で、急に改まるものとは思はれない。ことに新體制の下では一方では、國民の政治的關心は高まる樣ではあるが、併し他方では、議會政治に對する關心は政黨解消の結果として、ます〳〵低まるとも考へられるから、今日のまゝで徒らに民主的な選擧權を擴張した所で、何等の效果も期待することは出來ない。新體制下の選擧法は民主主義思想の殘滓を潔よく清算して、吾國獨特の選擧制度を根本的に確立すべきではないか。

六　家族制度にたつ選擧法

個人主義の民主的思想に基づく選擧法は、新體制の下では根本的に超克されて、吾國の獨特な國體と家族制度の上に、吾國獨特の選擧制度を確立せねばならぬ。それは卽ち家族單位に對して選擧權を與ふる制度の外にない。個人主義から家族主義への轉換これである。

吾國の『家』は、西洋の家族とは異り、わが國體の特異性と結びついて、獨特の意義をもつてゐる。西洋の家族は個人の協同生活に過ぎないから、之を家族協同體といふは差支ない。然るに吾國の家は、すべての家族をその中に綜合的に包攝しながら、而かも個々の家族以上の高次的存在であるから、これは協同體ではなく綜合體である。選擧權は個人主義的に個々の家族に對して與へらるべきではなく、この綜合的全體としての家に對して與へらるべきである。その結果として選擧權は、或點では制限せらるゝであらうが、擴張かせらるべく、或點では制限の制限かは、結果として現はるゝに過ぎないので、さまで重要なる問題ではない。

具體的には家の代表として戶主に與へらるべきか、世帶主に與へらるべきか、戶主とせば未

成年戸主を如何に取扱ふべきか、女戸主や女世帯主を如何にすべきか、これらの技術的な問題は專門家の研究に俟つ外ないが、未成年者は姑らく別として、女戸主や女世帯主には、『家』を代表するものとして、むろん選擧權を附與せねばならぬ。この點では著しく選擧權の擴張となり、婦人參政權論者を滿足せしむるものとなる。けれども婦人なるが故に選擧權を拒否される理由はないと同じく、婦人なるが故に之を附與さるべき理由もない。有閑婦人は家庭に歸り、その夫たる家長を通じて、選擧權を實質的に行使すべきであらう。

『家』の內部組織においても、吾國では古來より指導者原理が行はれてゐる。家庭の內部における個人主義・自由主義・平等主義は、吾國の古來の『家』を破壞するものであると同じく、專制主義・獨裁主義・强壓主義もまた、吾國古來の美風を破壞するものである。家長は家庭における指導者として、家族はその協力者として、指導と協力との關係において、綜合的全體としての『家』のために、各々その家における職場において、各自の職能を奉仕することによつて、家の全體生活が成りたつて行く。こゝに吾國の家族制度の特殊性があり、これが吾が國體の優秀なる基底を成してゐるのであるから、吾國の選擧法もまた、徒らに民主的な諸外國に模倣することなく、この吾國獨特の家族制度と國體の基底の上に、確立されねばならぬものである。

る。

『家』に對して選擧權を附與するならば、一家の中に幾人もの成年男女のある場合、または祖父と父と子の成年者ある場合には、家庭內に意見の對立または不一致を來たして、却つて家族制度を破壞するの危險はないかと杞憂するものもある。これこそ吾國の家族制度を知らざるための杞憂であつて、指導者原理の典型的に行はるゝ家族內では、謂はゆる衆議統裁がまた理想的に行はれてゐる。家族の內部においては、成年男子は勿論のこと婦人といへども、未成年といへども、その國の政治に對する判斷力を有するものは、それ〴〵の意見を家長に申達して、家族內の衆議を盡さしめたる後に、家長は之を統裁し代表して投票することゝなる。この場合の選擧權は家長たる個人に附與されたるものではなく、その『家』に附與されたるものであるから、家長の事故ある場合は、むろん代理投票を認めて差支ない。選擧權は權利としてといふよりは、むしろ義務として附與せられ履行せられねばならぬ。

被選擧權もまた權利としてゞなく、むしろ義務として考へねばならぬ。然らば候補者自薦もまた、理論的には矛盾を免れうるけれども、然し從來の如き自薦制度は、眞の代表者を選出するといふ點より見て適當ではない。代議士は國民の生活部面を代表する點より見て、地域團體

としての町內會または部落會の聯合組織として成立する郡內會をして、その選擧區より選出すべき議員の候補者を推薦すべきである。その數は議員の二倍とし、その中より選擧人をして選擇投票せしむべく、選擧はむろん理想的な公營制度を採らねばならぬ。その他にも選擧法の改正に關して論ずべき點は多いが、こゝでは重要なる以上の諸點に止めておく。その最も重要なる點は、個人主義の普通選擧を超克して、家族主義の普通選擧を斷行するにある。

第八章　政治機構の改革問題

一　強力政治の機構

新體制への國家的要請は、强力なる政治實踐力の强化にあつた。その當然の結果として、政治機構の改革もまた、その主力を强力政治の確保といふ點におかれねばならない。而してこの强力政治の推進力となるものは、大政翼贊會に外ならぬのであるから、これと政府との關係如何は、最も重要なる中心問題とならざるを得ない。蓋し大政翼贊會そのものは、何ら直接の實踐力を有せず、現實の政治を實踐しうるものは、政府の外には存しないからである。

政府と大政翼贊會との關係は、表裏一體をなすものであると說明されてゐる。併しこれは今のところ單なる形容詞に過ぎず、如何なる機構と關係において、表裏一體の實を擧げうるかは、まだ明確にされてはゐない。むろん大臣以下政府の要人は、顧問または參與として翼贊會に入

りこみ、その他にも人事の交流または連絡は行はれる筈であるといふ。併しながら人事の交流は、政府から兼官の形をもつて出ることは容易であり、また事實行はれつゝあるけれども、反對に翼贊會から政府側に入ることは、より必要であるに拘らず、それほど容易でもなく實行されてもゐない。參政官制度をこゝに利用すれば、多少は政府に入りこむけれども、併しそれも極めて少數であり、たとひ少數のものが入りこんでも、水の中に油を注いだ樣に、政府の內部に融けこむことは容易でない。況んやこれが政府部內の推進力となつて、保守的な政府官僚を引きづつて行くなどは、思ひもよらない所である。

そこで人事の交流も事務の連絡も必要ではあるが、併し翼贊會が强力政治の推進力となりうるためには、それ丈けでは尙ほ甚だ不十分である。この點について尙ほ眞劍な檢討を加へるでなければ、新體制運動も何等の實效を期待することは出來ないであらう。

翼贊會は眞の意味での首相のブレインたらしめねばならぬ。吾國の弱體政治の根源は、首相が何等のスタツフもブレイン・トラストも持たず、たゞ各省大臣のなすがまゝに一任し、各省大臣はまた徒らに事務當局の智嚢に一任して、何ら積極的の創意による指導政治をなし得ないからである。首相の手許に精銳優秀なる手兵をおき、これが最も適切有效なる立案をなし、これが首相より各省大臣を通じて下令されるでなければ、强力なる實踐力を發揮することは出來ない。むろん首相のブレインが立案をすゝめるには、關係各省の事務當局と十分の連絡をとり、相互の理解において進められねばならないが、併しこれが實踐の促進は、單なる事務の相互連絡のみでは不可能である。今日の弱體政治は、無智より來るものよりも、蓋ろ無力より來るものが多いからである。この無力を督勵して有力ならしむるものは、結局は首相の强力な實踐的意思にあり、この實踐的意思を發動せしむるものは、翼贊會そのものでなければならぬ。

そこで問題は、內閣における首相の指導的地位如何と、首相のブレインとしての企畫院と翼贊會との關係如何との二つとなる。前者については姑らく後の問題として、企畫院と翼贊會との關係については、眞劍に研究さるべき問題が殘つてゐると思はれる。元來わが國の企畫院は、首相のブレインとしての內閣調査局より發展したものではあるが、その內部構成は各省よりの出張官吏より成り、企畫院そのものゝ固有のスタツフは、極めて少數であり微力である。そこで各省の對立關係は、そのまゝ企畫院に持ちこまれることが多いから、これが統一的な有力な首相のブレインとなつて、各省政治の推進力となることは困難である。

翼贊會もまた今日の狀態では、各省政治の有力な推進力となることは困難である。從來とて

もさうであるが、各省の部門に設けられる委員會または調査會は、翼贊會以上に各省の自發的な必要に迫られて設けられ、最も緊密な關聯において關係部局と交錯するものではあるが、それにも拘らず、その決定は實踐力を有たず、實行せらるゝ部分は、最初から政府の實行せんとした部分に限られる。それ故にたとひ翼贊會が如何に優秀な立案をなしたとしても、それが有力であり强力であればあるほど、ます〳〵その實踐は困難となるといふ矛盾を、如何ともすることは出來ないであらう。

われ〳〵は企畫院と翼贊會との融合、または前者による後者の吸收を提案するものである。それが如何なる形で吸收されるかは、愼重に研究を要する問題であつて、必ずしも翼贊會の事務局全部が、企畫院の官吏となる必要もなからう。或は囑託となり或は委員となり、或はその他の方法によつて之に融けこむことゝし、別に企畫院の實踐力を强化する方法を講ぜねばならぬ。翼贊會の總裁たる首相自らが、企畫院の總裁を兼ねることも必要であり、首相の內閣指導力を强化することも必要である。何れにせよ、翼贊會が精神總動員の二の舞を演ぜざらんが爲めには、その實踐力の强化につき、一段の研究をなす必要に迫られてゐる。そのためには何等かの機構によつて、政府機關の中に融けこむことを考へねばならぬ。

二　內閣組織の强化

內閣の實踐力を强化せねばならぬことは、すでに久しい間の問題であるが、今なほその實現を期待しえない狀態にある。內閣强化のためには、互に關聯する三つの問題を解決せねばならぬ。第一は少數閣僚制、第二は國務大臣と行政長官との分離、第三は首相の內閣指導力の確立これである。

第一に、首相の內閣における地位は、法制上は今日の狀態を如何ともすることは出來ない。併しながら實質上の問題としては、確かに重要なる新體制の問題である。個人主義・自由主義・平等主義の近世的原理に於ては、國務大臣はそれ〳〵自由獨立の平等的地位にあつて、國務については何ら首相の拘束をうけるべきではない。併しながら實質的に新體制の指導者政治を玆に適用すれば、首相は內閣の指導者であり、閣僚はその協力者でなければならぬ。むろん之は支配と從屬の關係でもなく、また命令と服從との關係でもない。指導と協力との關係において、首相は閣僚に率先して臣道實踐に精勵し、閣僚はそれ〳〵その職能を分擔して之に協力し、全

體として内閣を強力に推進せしめねばならぬ。むろん之を一つの制度として規定することは、憲法との間に問題を殘すであらう。たゞ實際上の事實として、之が實現されることは、すでに今日においても不十分ながらも見られる所である。之を事實上に確立するためには、先きに述べたる翼賛會と企畫院との融合によるブレイン・トラストの強化をもつて、最も有力なる手段とするであらう。

第二に、國務大臣と行政長官との分離說も、すでに早くより主張せらるゝ所である。われわれもまた之に反對する理由を有しない。たゞ併し、之をたゞ單純に分離せしめたとすれば、國務と行政との背離を來たすだけで、强力政治は實效を齎らし得ないであらう。國務は行政によらずしては實現されず、行政は國務なくしては方向を失つてしまふ。そこで一應は兩者を分離して、國務大臣の外に行政長官としての各省長官をおいたとしても、何等かの關聯において兩者を結びつけねばならぬ。

この問題もまた法制上または制度上の問題としてゞなく、事實上の實質問題として考へねばならぬ。例へば内務・厚生・文部・司法の行政長官を總括する内政擔當の國務大臣をおき、外務・拓務・興亞院を總括する外政擔當の國務大臣をおき、商工・農林を總括する產業大臣、鐵道・遞信を總括する交通大臣をおき、陸軍・海軍・大藏を現在のまゝとすれば、總理を加へて國務大臣は八人となり、少數閣僚制を實現して、强力政治に一步をすゝめることゝなる。分離說の根據とする所は、この少數閣僚の强力政治の外に、國務大臣が各省行政の立場を離れて、眞に國務大臣としての職責を盡さしめんとするにある。

第三に、少數閣僚制もまた强力政治に必要な條件として、すでに早くより主張されつゝある所である。併しながら現行制度のまゝに之を實現せんとすれば、必然に各省兼攝とならねばならず、それでは各省行政事務との間に、圓滑なる連繫が取れず、失敗に終つた經驗が多い。それ故に少數閣僚制は、前述の如く國務と行政との分離の上に立たねばならぬ。之を分離することによりて、各省の行政事務は一應は行政長官によつて統轄せられるから、この多數の行政長官を少數の閣僚によつて統轄することは、比較的に有效に行ふことが出來るからである。少數閣僚制の根據とするところは、閣員全體の意見と氣分が合致して、一體となつて强力政治を遂行するには、餘りに多數の閣僚では望み得ないと言ふにある。

内閣組織の强化のためには、少數閣僚制の外に、首相に直屬して各省の綜合的地位にある企畫院の强化擴充を急務とする。この傘下には、前述の如く翼賛會の事務局を何等かの形におい

て包含すると共に、豫算局をもこゝに移管し、法制局・統計局および情報局をもその中に包括せしめねばならぬ。かくして企畫院は、文字通りに國の政治を企畫し、これが首相より各省を通じて實踐せらるゝことゝなる。各省は執行機關となり、企畫院は全般的な企畫機關とならねばならぬ。

最後に、翼賛會の協力會議は、右の强力政治に對する國民の協力機關として、卽ち議會翼賛體制に對する國民翼賛體制として、國民の職業または職能部面を代表して成立する。經濟的に言へば、消費者としての國民代表は議會を構成し、生產者又は配給者としての職能代表は、協力會議を構成することゝなる。是等に就ては經濟新體制の問題として、後に詳論することゝするが、新體制への現實の要請は、戰時統制經濟の圓滑にして强力なる遂行にあつたことを思へば、協力會議は何よりもその經濟的職能すなはち生產者協力會議および配給者協力會議に重點をおかねばならぬ。その他の協力會議たとへば文化協力會議の如きは、之に比すれば左程に緊迫した問題ではない。經濟以外の問題は、當分は事務局の活動に一任して差支ないであらう。

三　地方翼賛運動の問題

新體制運動の地方組織としては、最も重要なるものは地方協力會議である。翼賛會の地方支部長については、論議の中心となつたものであるが、これはさまで重要ではない。地方長官をもつて充てるのが、最も便宜な方法であらうが、全體としては地方支部の事務局は、恐らく重要な職能を果し得ず、またその必要も少いであらう。吾國の如く中央集權制つよく、國土狹小なる上に交通機關や宣傳機關の整備せる國では、中央において有力なる翼賛體制さへ確立されれば、地方は殆んど之に追隨して動いて行くからである。最近の情勢では、却つて中央よりも地方において、新體制運動に對する關心は熾烈を極めてゐる狀態である。中央においては却つて運動に接近せるため、種々の雜音に妨げられてゐるからでもあらう。

それ故に地方においては、寧ろ協力會議を中心として運動を展開すべく、この會議によりて上意を下達し、下情を上達する機會を作るべきであらう。地方協力會議の職能は、むろん政治・經濟・文化の各方面にわたるものではあるが、併し、その重點は經濟的職能におかれねばなら

ぬ。後に詳論するが如く、多くの生産業者はまづ府縣單位の業種別または商品別の團體組織を、當然加入の全體組合として作るべく、全國的にはその聯合會を作ればよい。一部に主張せらるる如く、すべての業者を業種別の全國單位の一組合とし、地方をその支部とすることは、餘りに中央集權的となり、運用上の不便を免れないのみならず、餘りにも强力なる業者團體を作りあげて、政府の統制または指導に服しがたきものとなつては、計畫經濟の運用上に支障を來すが如きこと無きを保しがたい。われ〳〵が原則として、府縣單位の職能別の生產者團體を主張する理由はこゝにある。

併しながら大規模の少數產業たとへば炭鑛業・製鐵業・紡績業の如きものは、府縣單位とすることなく、全國單位の一組合として便宜なるものあるべく、また特殊の產業にあつては、府縣單位よりも更に小さく、數郡または一郡單位の生產者團體を作り、府縣聯合會とする方が却つて便宜なるものもあるであらう。要はその實情に應じて適當なる範圍に結成せしむべく、ただ原則的には府縣單位を採るべきである。問屋・卸商・小賣は、それ〳〵に階級的の全體組合を作り、上方では生產者團體に結びつき、下方では消費者團體に連繫する。從つて上方の問屋・卸商は業種別または商品別に、下方の小賣商は特殊の場合を除いては、地域別に組織せらるべきであらう。之によつて從來の商人の如き營利商人としてゞはなく、言はゞ國家の配給機關として、卽ち一定の配給職能を奉仕し、之に對して一定の報酬をうける配給業者として成立し、組合はその配給職能を有效に發揮せしむるための職能組合として組織さるべきである。むろん生活必需品の配給は、右の組織を通じて尙ほ高度に計畫化されねばならず、その場合には從來の小賣商人および卸商人は、相當に整理される部分も生ずるであらう。併し如何に計畫化されても、なほ絕對的な生活必需品の外は、計畫配給の外に存在しうるから、今日の商店街および百貨店の如きが、全く消滅するとは考へられない。たゞ高度國防國家においては、軍需品は最大限度に擴充されるけれども、生活品は最小限度に維持されるに過ぎないから、必需品以外の生活品が、さまで豐富に生產され配給されるとは考へられないであらう。

消費者團體としての隣組または部落會は、生產者または配給者の如き職能團體ではない。從つてこの方の代表者は、協力會議の系統には入らず、從來の區會・市町村會・府縣會・帝國議會の系統に入るべきである。

新體制における政治の意味には、萬民翼賛の職能奉仕といふ新たな意味が含まれてゐる。この政治の組織が即ち職能團體となり協力會議の系統となる。經濟的には生産者および配給者これであり、その他にも文化團體・教育團體・宗教團體等々、多くの職能團體が成立して、同じく地方の協力會議を構成することゝなる。然るに、われ〳〵は社會人として外に活動すると同時に、家庭人として內に生活しつゝある。この家庭生活は、經濟的には消費者であるが、同時に文化生活も宗教生活も道德生活も教育生活も、各自の家庭において營まれつゝある。この生活部面を捉へたものが即ち隣組または部落會であるから、その聯合的に代表されたものは、廣義政治における職能代表としての協力會議ではなく、狹義政治における地方および中央の議會組織に結ばれねばならぬ。今日この二つを混同してゐるもの〻少くないために、少なからず新體制運動を混亂せしめてゐる樣である。

四　部落新體制——地方行政の改革

地方行政を抽象的に上から考へず、具體的に下から考へることが必要である。地方において

は部落(大字または區)、都市においては町內をもつて、最も現實に卽した最下位の行政團體とせねばならぬ。むろんこの下にも、更に隣組または小字會の如き道德的な團體がありうる。元來わが國の部落は、すでに早く中古または近古時代より發達した自然發生的な歷史的存在であるから、地方行政上には之を最も尊重すべきに拘らず、町村制實施以來は、餘りにも部落根性の打破に專念した爲めに、却つて部落のもつ意義を忘却した憾があつた。むろん偏狹な排他的の部落根性は、どこまでも之を打破せねばならぬが、併しそのために部落のもつ長所までも打破されては誤りである。

吾國の部落は、精神的・宗教的・道德的の一致團結にとつて、最も理想的の地域團體をなしてゐる。ことに氏子神社を中心に敬神崇祖の理想的團體を形成してゐたに拘らず、かの明治末葉の誤れる神社政策のために、一村一社主義を强制的に斷行して氏神合祀を强行し、これによつて在來の精神的美風を全く破壞し盡したことは、今日より見てかへす〴〵も遺憾なことであつた。

部落新體制はまづ氏神の復興から出發せねばならぬ。こゝに信仰の中心をおき、精神的團體の中心をおいて、こゝから村または町への綜合を考へねばならぬ。都市においては町內ごとに

氏神を祀ることは困難であるから、町聯合または區内において、その氏神を共同に祭祀すればよい。氏神の復興は必ずしも今日までに統一されてゐる村社の解消を必要としない。村社は村社として村民全般の信仰をあつめ、村の小學校または村役場と結ばれ、その分祀としての部落氏神は、氏子としての部落民と結ばれねばならぬ。かつての村社合祀の理由は、恐らくその財政的根據を強化して、神社の尊嚴を增さんとしたものであらうが、その方法は別に考慮すれば足りる。例へば小學校長または教員が祭祀を司るのも一つの方法である。

精神團體としての部落の強化された場合には、今日の町村は尙ほ廣範圍の地域團體として、合併または整理さるべきものが少くないであらう。餘りに貧弱なる町村では、教育その他の設備を完成することは困難である。而して町村の綜合組織としては、古來の郡を尊重する必要がある。むろん自治體としての郡制廢止を復活する必要はないが、行政組織としての郡區域は、出來うる限り之を尊重し之を利用して、郡役所をおき郡長をおき郡視學をおいて、上意下達と下情上達の徹底を期せねばならぬ。今日は餘りにも中央集權となり、府縣中心となり過ぎてゐる。

個人主義・自由主義・平等主義の民主政治では、例へば一般投票の觀念に現はるゝが如く、餘りに一般的に廣範圍に一樣な組織を考へる傾向にある。議員の選擧區にしても、民主主義の理想では、全國範圍の一選擧區制さへ考へられる。この意味では大選擧區制の理想は、民主的理想であると言へる。之に反して新體制の理想では、最も小範圍のものより固めながら、次第に綜合的に階段的に廣範圍の大組織に進むものである。『家』を重んじ家族生活を重視し、部落を中心として町村に綜合し、郡に統合し府縣に統轄するが如く、順次に階級的に、下より上に向つて固め成すのが、新體制の組織方法である。

府縣の行政區劃もまた、今日では整理廢合を必要とすべく、大體はその區劃を擴張する方向に向ふべきであらう。府縣の上に更に道廳をおいて、例へば樺太道廳・北海道廳・東北道廳・東海道廳・中部道廳・近畿道廳・中國道廳・四國道廳・九州道廳の下に、それ〳〵數府縣を統轄することも必要である。併しそのために現在の府縣を廢止することは、前述の根據より贊成できない。また東京および大阪には都制を布いて道と同格とし、その他の大都市にも何か特別の市制を布いて、府縣と同樣とすべきものがある。而して府縣會や市會や町村會の如きは、大體は前述の帝國議會について論じたる原理に準じて、根本的に改組さるべきものと考へる。併し地方行政組織の中心問題は、道廳や府縣の如き上層部分よりも、むしろ部落や町會の如き基礎部

分にあつて、こゝを新體制に改組するのでなければ、その實效を期待することは出來ないであらう。

第三篇　經濟新體制の理論と機構

第九章　經濟新體制の理念

一　私益原理から公益原理へ

今日の統制經濟や計畫經濟が全く行き詰つたかの如く思はれる根本の理由は、それと從來の私益原理との矛盾が暴露されて來たからである。資本主義の私益原理をそのまゝにして、たゞ外部からこれに統制を加へ、または全體としての國の計畫をその上に遂行しようとしても、それが計畫どほりに實行されうるはずはない。この根本的な矛盾を克服するには、今日の經濟原理そのものを革新するのでなければ不可能である。新體制は何よりもまづ、この點から出發せねばならぬ。

公益は私益に優先するといはれるドイツの新體制は、まだ〳〵私益を是認し、公益と矛盾せざる範圍の私益を認める點で、日本の新體制としては不徹底である。日本新體制の理念として

は、私益に代ふるに公益をもつてし、公益主義の經濟體制を確立するにある。私益は結局において公益に合致するといふ從來の理論的假定は、今日の現實において、餘りにも明白にその誤謬を暴露したからである。

ところで私益を抑制しては、經濟推進力は喪失して、生產力の擴充は阻止されるでないか、なるほど生產力の擴充は、新體制においても唯一最高の目標である。革新は革新のために行はれるにあらず、新體制のために要請されるのではない。國家の要求する生產力の擴充が理想どほりに遂行されるならば、少くとも經濟體制に關する限りでは、新體制の必要はあり得ないはずである。反對に今日の私益原理では、たとひ生產力は擴充されたとしても、それは國防國家の完成といふ國家の要求する生產力とは合致しないから、私益抑制の必要がおこる。すでに今日でも產業人の大部分は俸給生活者であつて、軍人・官吏と同じく私益原理の活動をしてゐるのではない。私益活動をしてゐるのは却つて一部少數の資本家階級に過ぎない。

二　營利經濟から奉仕經濟へ

新體制の經濟理念はまた、利潤の獲得を目的とする營利經濟の代りに、職能奉仕を目的とする奉仕經濟を確立するにある。併しながら經濟理念としての奉仕を意味しない。いかに新體制の下でも、國民各個の生活はその個人の責任に屬するから、各人はその家族の生活を無視して、無償奉仕に沒頭することは、金利生活者の外には出來ないはずである。それゆゑに新體制の下においても、奉仕に對する報酬は與へられねばならぬ。この意味では、奉仕經濟はまた報酬經濟といつても差支へはない。

勤勞階級はすでに今日でも、報酬經濟または奉仕經濟の原理に立つてゐる。彼等はその職能に應じて勤勞を奉仕し、これに對して報酬を受けつゝあるからである。新體制の要求は、この同じ原理を企業家の上にも、資本家の上にも、適用せんとするに外ならぬ。

營利經濟の本質的な性格は、利潤を餘剩部分として獲得するにある。（資本－生產費＝利潤の公式に從つて、價格を最大にし生產費を最小にして、餘剩部分の利潤を最大に獲得せんとするのが、從來の營利經濟であつた。從つてその利潤は何ら報酬的性質を有せず、またその勤勞に比例すべくあまりにも巨大な場合が多かつた。

奉仕經濟の下では、利潤は企業家の勤勞に對する報酬となり、餘剩部分たる代りに、追加部

分となつて來る。卽ち生産費＋利潤＝國富となつて、一定の利潤は生産費に追加されて、價格の構成要素となつて來る。こゝでは名は利潤であつても、その實は賃銀と同じ性格をもつて來る。賃銀は生産費の一部を構成し、利潤は一應は生産費の外にあるだけで、一定の職能奉仕に對して與へられる報酬として、價格の構成部分をなす點では、全く同じものとなつて來る。むろんこの利潤の外に、資本に對する利子も生産費に包含されてゐる。

これは具體的には、利潤統制の强化と公定價格の徹底によつて、或る程度までは實現される。生産費に加算さるべき利潤率を六分または八分に制限して、これを廣く一般産業に擴張するならば、それはたゞに利潤の量的制限に止まらず、同時にその質的轉化をもたらして、奉仕に對する報酬と變つて來るであらう。

三　資本本位から職能本位へ

新體制において最も重要な點は、すべての社會人がそれ〳〵その處を得て、各人が前途に對する朗らかな希望と見透しをもつて、その個性を十分に發揮しつゝ、その能力に應じて國家奉仕をなし、これに對して適當の報酬を得て、その生活を安定せしむるにある。いかなる全體國家といへども、その國民がおの〳〵その處を得て國家に奉仕することなくしては、成り立ち得ない。舊體制の自由國家において、これが實現さるべくして却つて阻止されてゐるのは、結局するところ、資本本位の支配體制が成立してしまつたからである。

新體制においては、資本支配に代ふるに職能支配をもつてせねばならぬ。これは先づ第一に、個々の企業內部における支配者と被支配者、指導者と協力者の關係を規定する新體制を意味する。舊體制における企業指導者は、職能上の有能者たるよりは、寧ろ資本上の有力者であり、重役と大株主とは同義語である場合が多い。これでは企業の活動は株主本位となり、私益原理によらざるを得ない。企業の活動を株主資本から開放し、企業指導者を能力本位に轉換せしめることが、新體制の重要な一翼でなければならぬ。

第二に、企業と企業または産業と産業との關係もまた、資本支配から解放されて、職能本位に轉化せねばならぬ。資本主義の舊體制では、これ等の關係を決定するのもまた、資本力の大小であり、大資本制覇の傾向は、カルテルまたは組合の內部にまでも顯著に現はれて來た。新體制の下では、すべての企業は資本支配から解放されて、獨自の企業職能において國家に奉仕

せねばならぬ。

第三に、産業に對する金融の支配もまた、資本支配の舊體制における顯著な事實であつた。すべての企業が國家的性格をもつ新體制の下では、金融資本は產業資本を支配する代りに、逆に金融は產業の手段となり、その公僕とならねばならぬ。そのためには金融資本の性格を變じて、私益から公益に、營利から奉仕に轉換せしめねばならぬ。

四　株式會社から經濟公社へ

舊體制における資本本位の營利經濟を、最も典型的に具現した企業形態は、周知の如く株式會社である。それ故に職能本位の奉仕經濟を實現せんとする新體制では、必然にこの企業組織にまで手を伸ばさねばならぬ。

人によりては、經濟新體制をもつて、個々の企業經營には觸れず、たゞ企業相互の團體組織を改善するのみによつて、新體制は可能であるかの如く考へる。なるほど團體組織や統制經濟や計畫經濟も固より必要ではある。しかしながら個々の企業を營利本位の株式組織そのまゝにしては、その團體組織もまた私益原理の上に立たねばならぬ。營利資本のカルテル團體を、そのまゝ公益團體に化することは、恐らく至難の業といはざるを得ないであらう。

營利本位の株式會社に對立する新體制としてまづ第一に出現したのは、いはゆる國策會社である。むろんその形式は株式會社ではあるが、國家資本が過半の株式を占有することによつて、その企業を國策的に經營せんとする點では新形態である。しかしながら元來は營利會社としての株式組織であるから、そこには多くの無理と矛盾を免れない。ことに他半の株式が群小株主であれば、國家の支配は容易に行はれうるけれども、それが巨大な財閥資本である場合には、國策的性格を歪曲される危險が多い。そのうへ國家が大株主として株主總會に出席する奇觀は、いかにも國家資本主義そのまゝの具現といふ非難を免れない。

經濟公社は將來の新體制における企業組織として、株式會社にとつて代るべきものである。その資本は株式の形は取らないが、自由に分割されたる資本の集積より成り、國家資本は重要なる部分を占めるが、併し民間資本の參加をも勸奬する。資本の用役に對する報酬は、利子の形において與へられるが、たゞ株式會社と異なる點は、企業の經營方針を決定する株主總會もなく、また大株主を代表する重役會もなく、一に國家の方針に從つて經營せられ、國家の選任

する公人によつて指導されるから、國家的性格をもつた公的存在となり、而もあらゆる經濟行爲をそれ自身の計算において遂行する點では、株式會社の活動と同樣である。國策會社の一步前進であり、また滿洲國の特殊會社をさらに一步すゝめた組織と言ふことが出來る。

五　全體主義の經濟體制へ

新體制の下では、個々の企業が新精神を盛る新組織に革新されると共に、企業の結合より成る國民經濟の體制もまた、全體主義の立場において組織されねばならぬ。自由主義の舊體制では、嚴密な意味での組織や體制は、國民經濟には存在しなかつた。そこには自由主義的なカルテルや協同組合は存在したけれども、しかしこれは參加も脫退も自由な團體であり、しかもその目的は、これによつて構成員の利益を增進するにあつた。卽ちどこまでも個人主義・營利主義の原理に立つてゐる。產業組合でも商業組合でも、組合員の利益を增進するといふ利己心にたつて、たゞ組合員の共存共榮を計るに過ぎなかつた。

全體主義の新體制では、そんな自由主義・利己主義の團體組織を淸算して、國家主義の全體組織に轉換せねばならぬ。そのためには何よりも先づ、すべての營業者を一人殘らず團體組織に包含する。それは强制とか自由とかを超越して、何等かの產業を營むものゝ當然の結果として、恰かも何れかの地に居住すれば、當然にその地域團體を構成すると同じく、產業種別に從つて、職能團體を全國的なピラミッド型に作りあげねばならぬ。

この職能團體は營業者の利益代表機關でもなく、また團體員の利益增進施設でもなく、一にその職能によつて國家奉仕を實現せしめんとする組織である。すでに個々の經營が公益原理の奉仕經濟に轉換してゐる以上、これは當然でありかつ可能である。

新體制の下における勞働者と企業家の關係もまた、資本主義におけるが如き資本支配と勞働壓迫でなく、また協同主義におけるが如き勞資協同ではなく、資本家も勞働者も、かれ以上の高次的存在としての國家に包攝せられ、その機能に應じて國家に奉仕し、これに對する報酬として賃銀または利潤をうけるといふ全體主義の體制を整へねばならぬ。產業報國運動の理論的根據はこゝにあるが、それは當然に勞働運動としても企業家に說かれねばならぬ。

六　計畫的な廣域經濟へ

計畫經濟や統制經濟の失敗は、一は右の如き民間組織の缺如より來り、一は官廳組織の不統一より來る。新體制は全體主義の民間組織を確立するとともに、また官廳組織の整備統一を完成せねばならぬ。それは結局するところ、內閣組織の根本的改組にまで進まねばならぬが、差當つては關係諸官廳の統一と强化によらねばならぬ。

舊體制下の統制經濟は、物價統制にしろ資金統制にしろ、甚だしく部分的であり、全體としては何等の計畫も組織もなく、たゞその時その時の必要に迫られて、手當り次第に局部的に進められてゐた。新體制の下では、むろん統制經濟はます〳〵强化せられ、擴張せられねばならぬが、併したゞ今日のまゝにこれを强化擴張したのでは、徒らに勞多くして效少なき結果となる。何よりも先づ全體として綜合的に、計畫的に組織的に統一的に、これを根本から建直さねばならぬ。

かくして國內經濟の新體制は內包的に確立される。これと並行して外延的な新經濟體制が建設されねばならぬ。實のところ國內經濟の新秩序を確立せずしては、東亞新秩序の建設は出來ないはずであつた。國內體制の强化が當面の問題となつて來たのは、まことに必然の結果である。新體制の對外的目標は、いはゆる大東亞共榮圈の廣域經濟を確立するにある。

日滿支を中核とする廣域經濟の建設は、政治的には國家群團であり東亞聯盟であるが、經濟的には綜合的一體としての自給經濟の確立である。日滿支一體の經濟でも、むろん東亞の自給性は增すけれども、併し完全な自給經濟にはまだ〳〵不足する。國防資源と生活資源の自給性を完成するには、大東亞の廣域經濟を一體として、綜合的計畫的に開發せねばならぬ。それは實に國家百年の大事業であり、新體制はそれへの力づよい出發を意味するものでなければならぬ。

第十章　經濟新體制の具現策

一　經濟新體制の必然性

經濟新體制の紙上計畫は、すでに數へきれぬほど多數に上つてゐる。しかしその大部分は、たゞ當業者の團體組織を改組しようとするに過ぎないもので、それだけのことならば、何も新體制を必要としない。また新體制がたゞそれだけに終るものならば、それは全く有名無實の新體制で、何らの實效も期待することは出來ない。

國民はいま新體制の國家的要請が何であつたか、その客觀的な必然性が何であつたかについて、深く反省をして見る必要がある。この現實の客觀性に對する認識なくして、たゞ主觀的に獨斷的な紙上計畫を並べることは、たとひその動機は萬民翼贊の忠誠に出づるとしても、その結果においては、却つて眞の新體制を回避し、その實現を阻害するに至る危險がつよい。

經濟新體制の必然性は、高度國防國家の完成に必要な生產力の擴充と、これまでの營利主義生產との矛盾にある。單なる生產力の擴充から見れば、恐らく營利主義の自由競爭は、最大の生產力を擴充しうるはずである。しかしそれによつて擴充されたる生產力が、果して國防國家の要求する生產力と一致するかどうか、また營利主義が自由競爭から獨占組織に進んだ今日では、却つて生產力を拘束し價格を吊りあげて、利潤を最大ならしむる傾向はないか、この二點において、營利主義と生產力擴充との矛盾が表面化されてきたわけである。

それ故に營利企業をそのまゝにして、たゞその團體組織だけを改組せんとする運動は、恐らくその人の意識とは反對に、却つて新體制の回避運動となる危險がつよい。經濟新體制は必然に、個々の營利企業の新體制に出發せねばならぬ。しかる後に、その企業の團體組織にまで及ばねばならぬ。

二　强力政治の貧困

一たい經濟新體制を必要とするのはなぜか、何故に新體制をはじめねばならぬのか、いまに

なつてもなほ、そこに何か割りきれぬものを感じてゐる國民は少くない。この點を徹底的に、すべての國民に認識せしむることが、今日の段階における新體制運動の重點である。

それは決してむづかしいことではない。過去三ケ年にわたるわが國の戰時統制經濟が、果して理想どほりの進展ぶりを示したかどうかの事實を反省すれば、何人にもこれは明らかに認識することが出來る。かやうな狀態で、この世界の大動亂期に處して、事變を處理し、東亞を建設して、世界新秩序の再建に寄與しうるか、新體制の客觀的な必然性はこゝにある。

戰時統制經濟の失敗は二つの方面から來る。一は政府の弱體政治のために、民間の經濟力を完全に動員することが出來ないからである。政治と經濟の合體した今日では、一國の經濟力は主としてその國の政治力に依存する。經濟力の貧弱な獨・伊が、それの强大な英・佛と對峙して、却つて今日みるが如き結果を示してゐるのは、主としてその政治力の强弱如何によるものと思はれる。

わが國の戰時經濟が部分的の混亂を來して、物資不足や闇相場を現して來たのは、決してわが國の經濟力の弱體化を示すものではなく、むしろその政治力の貧困と弱體化から來たものといへる。こゝから强力政治の要請が必然となつて來る。新體制は何よりもまづ强力政治でなければならぬと考へられるのは、正にこのゆゑである。

しかしながらたゞ上からの强力政治で國民を抑壓しただけで、果して戰時經濟が理想的に運行されうるかどうか、ことに自由主義と個人主義の中に育てられて來た今日の國民を相手にして、現實の戰時經濟を運營してゆく場合には、たゞそれだけでは、統制すればするほど物資は不足し、公定すればするほど闇相場の橫行する結果となるではないか、こゝに眞劍に考ふべき問題が殘されてゐる。

三　協力政治の缺如

戰時統制經濟の失敗する他の原因は、民間業者の協力不足のために、政府の計畫や統制の實現されない點にある。民間の協力とは、たゞ口先で協力を唱へるだけでなく、自ら責任を分擔して、統制經濟や計畫經濟を自ら進んで實踐するにある。

從來の統制經濟ではこの點が最も缺けてゐる。例へば石炭の增產計畫は、たゞ政府獨自の手によつて樹立され、これを上から下の民間業者に押しつけたとすれば、民間業者は自らそれだ

けの増産を實現すべき責任を分擔しない。また公定價格でも同樣で、民間業者はこれを嚴守すべき責任の分擔を感じない。これではいかに上からの統制を强化したところで、それが圓滑に遂行されてゆくはずはない。

それゆゑに新體制のもとでは、民間業者の責任の分擔による協力政治を考へねばならぬ。例へば物資の增産計畫や物價の抑制政策にしても、一應は政府の手によつて計畫せられ立案せられるとしても、民間業者またはその代表者の審議檢討を經て決定せられることにより、これが實行の責任を、その業者に分擔せしめねばならぬ。新體制のいはゆる協力會議は、その經濟的職能に關する限りでは、かくの如きものでなければならぬと考へられる。

上からの强力政治の貧困と、下からの協力政治の缺乏と、この二つが戰時統制經濟の混亂する主要な原因である。新體制への國家的要請も、この外に出づるものではない。從つて新經濟體制の進むべき方向も、その中に盛らるべき內容も、こゝから必然に規定されねばならぬ。

新經濟體制の問題は、個々の營利企業を如何に革新すべきかの企業新體制に關する諸問題と、それら多數企業の團體組織を如何に革新すべきかの組織新體制に關する諸問題とを含んでゐる。そして前者の企業新體制は、主として上からの强力政治に依存し、後者の組織新體制は、主として下からの協力政治の有力な機構となりうるものである。以下この二つに含まれる諸問題を究明し、これに關する新體制の具現策を提示する。

四　企業新體制の問題

企業新體制の中心問題は、營利企業をいかにするかにある。公益優先といひ、奉仕經濟といひ、その言葉は何人も理解し、またその原理は何人も承服する。たゞ問題は、これをいかにして具現するか、またこれを具現したる場合、果して國防國家の要求する生產力の擴充を確保しうるか、營利の動機を取りのぞいては、何をもつて企業の推進力となしうるか、問題は一にかかつてこの點にある。

さて滅私奉公といひ、奉仕原理といふは、道德上、教育上または宗教上の原理としては成立しうるであらうが、經濟上の原理としての無償奉仕は、しかく簡單ではあり得ない。いかに新體制とはいへ、國民の個人または家族の生活は、その個人または家族の責任に屬することは今日と變りはない。しかる以上は、無償奉仕または滅私奉公は、經濟原理としては、いふべくし

て行ひうべくもない。それでは個人または家族の生活は斷絶されるからである。

それゆゑに經濟原理としての奉仕經濟は、奉仕に對する報酬を認めねばならぬ。しかも奉仕と報酬との間には、公正な比例關係が確立して、能率向上の推進力とならねばならぬ。すなはち奉仕經濟は報酬經濟と同義であるが、たゞその報酬を目的として奉仕するのではなく、職能奉仕の結果として報酬を與へられるのであるから、それは寧ろ職能經濟といふべきであらう。

職能奉仕に對して與へられる報酬は、營利企業における利潤と異なる。從來の企業の利潤は、これを報酬と考へることは出來ない。蓋し利潤と報酬とは、全くその性質を異にするものである。利潤經濟における公式は、賣價－生產費＝利潤であつて、利潤は餘剩部分である。從つて價格を出來るだけ高く、生產費を出來るだけ低くして、殘餘の利潤を最大ならしめんとする。

然るに職能經濟における公式は、生產費＋利潤（報酬）＝賣價であつて、利潤（報酬）は追加部分となり、その性質は一變する。利潤が一變して報酬となれば、それはもはや賃金や俸給と同じものとなつて來る。

五　利潤統制の强化

そこで問題は、利潤を一變して報酬たらしむるには、いかなる具體的政策を必要とするかにある。それは結局するところ利潤統制のほかにない。利潤統制は利潤の量的制限にすぎないが、しかしその結果は、利潤の質的轉化をもたらすものである。

利潤統制にも二つの方法がある。配當制限もその一つであるが、しかしこれはたゞ利潤の分配を制限するに過ぎないから、むろん利潤の質的變化を來すものではない。これに反して利潤の成立を制限する方法、すなはち生產費に加へらるべき利益率の制限にまで進めば、こゝに始めて利潤は量的制限をうけるのみならず、質的變化を來して報酬または手數料となつて來る。かの陸軍省の軍需品調辨價格における利益率の制限は卽ちこれである。この方法が廣く一般產業の企業に適用されるならば、營利企業は相當に新しい體制に變つて來るであらう。

ところで報酬または手數料が一定されてしまふとすれば、能率の向上や生產力の擴充は、その推進力を失ふのではないか、さうではない。第一に、一定されるのは利益率に過ぎないか

ら、生産力の擴充によつて報酬の絶對額を增加しうる餘地は殘されてゐる。第二に、この場合の生産費は個別的生産費ではなく、標準的生産費であるから、能率の向上による報酬增加の餘地は殘されてゐる。第三に、技術の改善や經營の合理化によつて、資本の回轉率を早めたとすれば、生産力の擴充によつて、たとひ利益率は一定されても、報酬の絶對額を增加することが出來る。

そこで勞働者の賃金も社員の俸給も、企業家の報酬も、すべてそれ〳〵の能率に比例して與へられるとすれば、企業全體の能率も產業全體の生產力も、恐らく理想的狀態において發揮されるであらうと考へられる。

かくして利潤統制による新體制の具現策は、現在の株式會社企業をそのまゝにして、たゞその利潤を報酬に改め、かつ之に量的制限を加へんとするに過ぎない。しかもこれを實現するに當つては、生産力の擴充を妨げざるやう漸進主義を採るべきことは言ふまでもない。しかし企業新體制は決してこれに盡きるものではない。

六　國策會社と公益會社

株式會社では、理論的には資本と經營は分離するが、現實的には株主重役の介入にまつて、資本主は經營主となつて來る。ゆゑにたとひ利潤統制を行つたとしても、報酬のための生產力擴充が、國防國家の要求する生產力擴充と一致するとは限らない。

そこでこの點に一步を進めて、株式會社に國家資本を導入し、國家が半數以上の株式を所有するならば、會社の經營を國家の要求に合致せしめることが出來るはずである。わが國の國策會社または滿洲國の特殊會社は、すなはちこの種の新企業形態であつて、新體制のもとにおいても、國防上重要な企業は、漸次に國策會社の形態をとつて經營されるであらう。これまた企業新體制の一つではあるが、しかしすべての產業、すべての企業にわたつて、國策會社が行はるべきものでもなく、また現在の國策會社のすべてが新體制であるともいへまい。ことに國策會社の能率向上には、劃期的の工夫を必要とするやうである。

公益會社(公社)の企業形態は、國策會社をさらに飛躍せしめたものである。もと〳〵株式會

社は、最もよく營利主義と個人主義と自由主義とに合致し、典型的な資本主義の企業形態であるから、時代が遷ればいづれは變化すべきものである。そこで株式會社に代るべき新企業の形態として考へられるのが、すなはち公益會社または公社である。

公社の資本は國家資本および民間資本より成り、これに對しては一定の利子を支拂ふが、株式會社でもなく營利會社でもないから、利潤もなければ配當もない。勞働者と社員と社員重役(指導者)より成り、それ〳〵の職能奉仕に對しては、これに相當する賃金と俸給と報酬が與へられる。その經營は全く資本から獨立して、國家の要求する生產力の擴充に邁進することが出來る。

企業新體制については、われ〳〵は以上の三本建を主張する。卽ち從來の株式會社の大部分は、一應は之をそのまゝにして、たゞ之に對して漸進的な利潤統制を加へて行く。併しその中で國防上より重要な企業には、國家資本を導入して國策會社に改組し、之を最も能率的に運營して行く。更にその中の最も重要なる企業の或るものは、之を公社組織に改組して、最も國家的に經營して行かうとするものである。何れにせよ、最も重要な目標は、國防國家の完成に必要な生產力の擴充を、最大限度に確保せんとする點にあるのであるから、企業新體制は最も現實に卽して、愼重な改革を行はねばならぬ。餘りに現實を無視した理想案を直ちに斷行して、却つて生產力の減退を來たす樣では、結局において角を矯めて牛を殺すの結果とならぬとも限らぬからである。

七　團體組織の新體制

新經濟體制の紙上計畫の中には、今日のカルテル團體をそのまゝ新體制に編入せしめんとするものも散見するが、營利企業のカルテル團體を、そのまゝ公益團體に化することは、殆ど不可能に近いといはねばならぬ。

新體制のもとにおいては、從來のすべての團體組織は、理想的にはすべて一齊に發展的解消をなすべきものである。何となれば從來のすべての經濟團體は、大企業のカルテルは勿論のこと、產業組合でも、商業組合でも、貿易組合でも、二つの點において新體制的ではないからである。

第一に、これらはすべて自由團體であり、之に加入するもせざるも各人の自由である。すな

はち自由主義と個人主義の原理に立つものであるが、しかし戰時統制經濟の進展するとともに、かゝる自由組合では、全くその職能を果しえないことが明らかとなつた。況んや新體制の下では、かゝる自由團體はそのまゝ存在しうるはずはない。第二に、從來のすべての團體組織は利己團體である。その組合に加入することによつて、何らかの自己の利益を得んとするからである。これは營利企業の團體組織であることから來る當然の結果であるが、かくの如き利己組合が、公益經濟または奉仕經濟を標榜する新體制のもとに、そのまゝ殘存しうるはずはないからである。

新體制のもとにおける經濟團體は、第一に、自由加入でもなく强制加入でもなく、當然加入の全體組合でなければならぬ。何らかの事業を行へば、當然にその事業の團體に加入する。從つてすべての業者を包含する全體組合となる。それでなければ理想的な計畫經濟や統制經濟は遂行されえないからである。

第二に、新體制下の組合は、相互の利益を確保せんとする利己的な協同組合ではなくして、それによつて業者全體の職能を遂行せんとする全體主義の職能組合でなければならぬ。今日でもなほ個人主義と平等主義と自由主義に立脚する協同組合に執着するのは、新體制の根本原理を理解しえないものである。

八　生產者團體の新體制

職能的な當然加入の全體組合は、まづ第一に生產者團體として組織されねばならぬ。これは業種別または商品別に、一般には府縣單位に、大企業では全國單位に、すべての同業者を包含する組合が組織され、その頂點が政府または國家機關と結びついて、國防國家の要求する生產力の維持または擴充に協力することゝなる。

そこで組合は公的性質をおびて、國家の職能を分擔することゝなるから、組合內部の組織のごときも、從來とは全く一變するはずである。從來のごとく個人主義・民主主義の原理にたつて、まづ組合員の多數決によつて理事を選出し、理事の互選によつて理事長を決定し、理事長または理事は組合員の多數決に從つて事務を執行するといふ行き方は、新體制の指導者原理に合致しない。組合の幹部すなはち指導者は、むろん組合員の希望や意向は十分に參酌せねばならぬが、下からの選出ではなく、上からの選任となり、實質的には官吏または公吏の性質をお

びてくる。

組合の職能はさらに著しく變化せねばならぬ。從來のごとく當業者相互の利益增進といふ目的から超脫して、國家職能の奉仕といふ點に重點がおかれて來る。生產者團體についていへば國防國家の完成に必要なる軍需品および生活品の生產力の維持または擴充に關する國家の生產計畫が立てられねばならぬ。この立案は一應は政府機關の手で作られるとしても、その實現の可能性と、それに必要な資金、資材、勞力その他の諸條件とは、生產者團體またはその代表者の審議と檢討とに俟たねばならぬ。これによつて組合は、その生產計畫の實現に對し責任を分擔し、組合員を督勵してこれを實現せしむることゝなる。

生產者團體はまた、技術の改善や能率の向上や經營の合理化につき、組合員を督勵し指導する責任を有する。そこでは技術の獨占は許されず、有利な發明は、適當な方法によつてこれを奬勵すると同時に、その利用を國家的に開放して、直に全國の同業者に利用せしめねばならぬ。交通、金融の團體組織も、原理的には生產者團體に準ずべきものであるから省略する。

九　消費者團體と配給者團體

從來の消費組合は、すべて自由加入の利己團體であるから、理論的には一樣に發展的解消をなすべき運命にある。これに代るべき新體制下の消費者團體は、當然加入の全體組合でなければならぬ。しかしこれは生產者團體とは異なり、地域團體として組織されねばならぬ。かの五人組、町內會、部落會のごとき隣保制度は、その經濟的職能においては、實はこの消費者團體である。

生活必需品の切符割當制のごときは、實はかゝる消費者團體が組織されてゐなければ、理想的には遂行されえないものである。町內から區內、區內から市內へ、また部落から町村へ、町村から郡、縣へと、順次にピラミッド形に組織された消費者團體が全國的に完成されてこそ、はじめて國民の消費生活を計畫的に規正することができるわけである。

最後に、配給者團體もまた同じ原理によつて、當然加入の全體組合として、生產と消費を聯繫する配給職能のために作りあげられねばならぬ。上方の卸商または問屋は、業種別または商

品別に組織して、生産者團體と結びつき、下方の小賣配給は大體は地域別に組織し、特殊のものは商品別に組織して、消費者團體に結びつかねばならぬ。無形の消費割當や切符は消費者團體を流れ、有形の現物商品は生産者から配給者團體を通じて流れるわけである。生産と消費をいかに體制づけても、配給組織を確立せずしては、如何ともなし難いことは、すでに吾國において經驗ずみである。

かくして生産者團體と配給者團體と消費者團體が、一應は横に業種別、商品別に組織せられ、次に縦に貫通する業種別、商品別の組織を作りあげて、初めて新體制に即應する經濟團體が完成される。それは要するに計畫生産と計畫配給と計畫消費とを綜合して、國防國家の完成に必要な計畫經濟を實現する途にほかならない。

第十一章　經濟團體の新體制

一　經濟新體制の二問題

經濟新體制の問題は、經濟團體の問題に限られるわけではない。多くの論者は、個々の營利企業の經營は從來のまゝにして、たゞその團體組織だけを新體制の公益經濟に改組しようと主張するが、しかし理論的に考へて、個々の企業經營が營利主義であれば、その團體組織もまた必然に營利團體とならざるを得ない。營利企業をそのまゝにして、經濟團體だけを新體制とする試みは、結局において眞の新體制を回避するの結果となる危險がある。われ〳〵は何處までも、營利企業そのものをも新體制に即應せしめねばならぬと考へる。從つて經濟新體制の問題は、企業新體制と團體新體制との二つを包含することゝなる。しかしながら企業新體制については、すでに他の機會に論じた所であり、また本書の他の所にも詳論せらるゝはずであるか

ら、こゝでは問題を專ら經濟團體の新體制に限定するが、しかしこれは決して企業新體制を無視するからではない。反對に寧ろわれ〳〵はそれをより根本的な前提條件と考へる。しかもまたた〻個々の企業經營を新體制としたところで、その團體組織が今日のまゝでは、決して期待さるゝ實效をもたらすことは出來ないと考へる。

それは新體制を必然たらしめた客觀的根據から明瞭である。むろん新體制を必然ならしめたものには、政治的または外交的な根據も多分にある。しかし問題をわれ〳〵の經濟的根據に限るならば、そこには明らかに二つの要請があつた。この客觀的要請を認識せずして新體制を考へては、それは全く主觀的な獨斷論といふの外ない。

その第一は、强力政治による統制經濟または計畫經濟の强化にある。戰時統制經濟の三ケ年にわたる經驗では、强力な政治力をもつて統制經濟を推進せしめるのでなければ、到底この難局を乘りきるだけの經濟力は出て來ないことが體驗された。ことに歐洲大戰一ケ年の敎訓は、たとひ英佛の如き豐富な經濟力を以てしても、政治力の弱體をもつては如何ともすべからざることを實證した。顧みて吾國の最近における物資の不足や闇取引の橫行の如き部分的の混亂は、わが經濟力の問題よりも寧ろ政治力の貧困より來てゐることが明らかとなつた。結局は私益本位の營利主義と、統制經濟または計畫經濟との矛盾を斷ち切るだけの政治力の缺乏にある。この强力政治に對する要請は、それゆゑにわれ〳〵の問題としては、營利企業をいかに革新するかの問題すなはち主として企業新體制に關するものとなる。別言せば企業新體制を完成して、個々の營利企業を職能奉仕の公益經濟に轉換せしむるには、强力なる政治推進力を必要とする。これに比すれば、こゝに問題とする團體新體制は、それほどの强力政治を必要とせず、その實現は比較的に容易であり、またこれによつて必ずしも强力統制の實現を狙つてゐるわけでもない。寧ろこれは新體制の今一つの必然性と見られる協力政治に關聯するものと考へられる。

二　團體新體制の職能

統制經濟や計畫經濟の遂行には、上からの强力な指導政治を必要とすることいふまでもないが、しかしそれだけでは決してこれを圓滑に遂行しうるものでないことは、過去三ケ年の經驗から實證されて來た。上からの强力政治と共に、下からの協力政治を伴ふのでなければ、物資